証明標章、団体商標及び団体標章審査基準

中華民国 2007 年 7 月 25 日経済部経授智字
第 09620030710 号令制定発布
中華民国 2012 年 5 月 2 日経済部経授智字
第 10120030681 号令改訂発布、2012 年 7 月 1 日発効

目次

1.前書き 4
2.証明標章 4
2.1 定義 4
2.2 一般証明標章の審査 9
2.2.1 一般証明標章の定義を満たすか否か 10
2.2.2 出願人 11
2.2.2.1 出願人の資格及び証明能力 11
2.2.2.2 出願人は証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならない 14
2.2.3 使用規範書 16
2.2.3.1 証明の内容 17
2.2.3.2 証明標章の使用条件 18
2.2.3.3 証明標章の使用を管理及び監督する方法 19
2.2.3.4 証明標章の使用申請の手続き事項及びその争議解決方法 19
2.2.4 標章識別性 20
2.2.5 その他登録できない事由 22
2.2.5.1 公衆に証明する商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認誤信を生じさせる虞がある 22
2.2.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある 23
2.2.6 その他の事項 25
2.3 産地証明標章の審査 27
2.3.1 産地証明標章の定義を満たすか否か 27
2.3.2 出願人 28
2.3.2.1 出願人の資格及び証明能力 28
2.3.2.2 出願人は証明しようとする商品又は役務の業務に従事

してはならない.....30
2.3.3 使用規範書.....31
2.3.3.1 証明の内容.....31
2.3.3.2 証明標章の使用条件.....33
2.3.3.3 証明標章の使用を管理及び監督する方法.....37
2.3.3.4 証明標章の使用申請の手続き事項及びその争議解決方法.....38
2.3.4 標章識別性.....38
2.3.5 その他登録できない事由.....41
2.3.5.1 公衆に証明する商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認誤信を生じさせる虞がある.....41
2.3.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある.....42
2.3.6 その他の事項.....43
2.4 登録後の事項.....44
2.4.1 使用規範書の補正.....44
2.4.2 証明標章の使用.....44
2.4.3 証明標章の移転、授権及び質権設定.....45
2.4.4 証明標章の異議、評定及び廃止.....47
3.団体商標.....49
3.1.定義.....49
3.2 出願の審査.....55
3.2.1 団体商標定義を満たすか否か.....56
3.2.2 出願人の資格及び代表性.....56
3.2.3 使用規範書.....58
3.2.3.1 会員の資格.....59
3.2.3.2 団体商標の使用条件.....60
3.2.3.3 団体商標の使用を管理及び監督する方法.....65
3.2.3.4 規範違反の処理規定.....65
3.2.4 識別性.....65
3.2.4.1 一般団体商標.....66
3.2.4.2 産地団体商標.....68
3.2.5 その他登録できない事由.....70

3.2.5.1 公衆に商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認誤信を生じさせる虞がある 70
3.2.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある 71
3.2.6 その他の事項.....73
3.3 登録後の事項.....73
3.3.1 使用規範書の補正.....73
3.3.2 団体商標の使用.....74
3.3.3 団体商標の移転、授権及び質権設定.....75
3.3.4 団体商標の異議、評定及び廃止.....75
4.団体標章 77
4.1 定義..... 77
4.2 出願の審査.....78
4.2.1 団体標章定義を満たすか否か.....78
4.2.2 出願人の資格.....78
4.2.3 使用規範書 80
4.2.3.1 会員の資格 80
4.2.3.2 団体標章の使用条件 80
4.2.3.3 団体標章の使用を管理及び監督する方法.....81
4.2.3.4 規範違反の処理規定 81
4.2.4 識別性 82
4.2.5 その他登録できない事項.....82
4.2.5.1 中華民国政府機関又はその主催による展覧会の標章、若しくはそれによって授与された賞牌・賞状と同一又は類似する 83
4.2.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある 83
4.3 登録後の事項.....88
4.3.1 使用規範書の補正.....88
4.3.2 団体標章の使用.....88
4.3.3 団体標章の移転、授権及び質権設定.....88
4.3.4 団体標章の異議、評定及び廃止.....89

1.前書き

証明標章、団体商標、団体標章及び商標は、共に商標法で保護される客体である。証明標章、団体商標及び団体標章は、その定義、性質及び機能が商標とは異なり、その出願人資格、出願に必要な書類も異なるため、「証明標章、団体商標及び団体標章審査基準」（以下、本基準という）が制定され、且つ 2007 年 7 月 25 日に案件審査の依拠として公布された。2011 年の商標法改正において、産地証明標章、産地団体商標及び団体標章の定義、使用規範書に記載すべき事項及びその使用定義等の規定が追加修正されたため、ここに本基準を改正する。

2.証明標章

2.1 定義

証明標章は、証明標章権者が他人の商品又は役務の特定品質、精密度、原料、製造方法、産地又はその他の事項を証明するための標識であり、証明能力を有する法人、団体又は政府機関が登録を取得し、他人の商品又は役務が使用規範書に規定する条件を満たした場合、当該他人が標章を商品又は役務に使用することに同意し、それによって証明されていない商品又は役務と区別するものである（商 80Ⅰ、81Ⅰ）。よって、証明標章は、商品又は役務が一定の特性を有することを証明する機能を有するほか、証明されていない商品又は役務と区別する識別機能を有する。

証明標章の証明機能及び識別機能を維持するために、証明標章権者は、管理及び監督の義務を有し、使用者が使用規範書の規定に基づいて当該証明標章を使用し、証明標章を使用した商品又は役務が当該標章の表彰する特定品質、精密度、原料、製造方法及び産地等

の事項を満たすことを確保し、消費者が当該証明標章により商品又は役務の特性を識別する権益を保障する。

証明標章は、証明事項によって一般証明標章及び産地証明標章に区分され、前者は、商品又は役務の品質、精密度、原料、製造方法又はその他の事項を証明し、後者は、商品の産地又は役務の提供地を証明する。証明標章が産地の証明に用いられる場合、当該地理区域の商品又は役務は特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならない（商 80Ⅱ）。「当該地理区域の商品又は役務は特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならない」とは、商品又は役務が当該地理環境の要素の有する特性、即ち商品又は役務の品質、名声又はその他の特性が当該地理環境と十分な関連性を有し、例えば、当該地理環境の土壌、気候、風、水質、海抜高度、湿度等に起因した自然要素によるものであり、若しくは現地の伝統的又は特殊な製造過程、産出方法、製造技術等の人文要素と関連性を有することである（本基準の 2.3.3.2（3）参照）。証明標章が商品の有する特性又は品質の証明に用いられ、単に証明標章権者がその生産製造基準を制定し監督制御を行った結果であり、当該地理環境と関連性を有しないものであれば、産地証明標章の定義を満たさず、たとえ標章図形において地理名称又は一定の地理区域を十分に指示しうる標識があったとしても、産地証明標章には属せず、商品又は役務の品質、精密度、原料、製造方法又はその他の事項を証明する一般証明標章に属する。

一般証明標章の許可案例：

●

この標章は、行政院農業委員会が登録を取得したものであり、標章使用者が生産販売する野菜、果物等の農産品について、その作物病虫害の管理及び農薬の使用が国家適正農業規範の基準を満たし、且つその農薬の残留が行政院衛生署公告の許容量を超えていないことを証明するものである。

-

この標章は、交通部観光局が登録を取得したものであり、標章使用者の民宿の設置、経営規模及び関連設備施設等が「観光発展条例」、「民宿管理方法」の規範を満たすことを証明するものである。

一般証明標章（地名含む）の許可案例：

-

この標章は、金門県が登録を取得したものであり、標章使用者が生産販売する農産品が金門地区で生産され、且つ「金門動植物検査所」の検査基準を満たすことを証明するものである。この標章は、主に商品が一定の検査基準を満たすことを証明し、証明された農産品の品質、名声又はその他の特性が地理環境と関連性を有しないため、一般証明標章に属する。

- この標章は、経済部工業局が登録を取得したものであり、標章使用者の生産製造した商品が「MIT 微笑製品検証制度推進要点」の規定を満たす台湾製製品であることを証明するものである。この標章は、主に商品が一定の品質基準を満たすことを証明し、証明された衣服、ソックス、寝具、家電等の商品の品質、名声又はその他の特性は、地理環境と関連を有しないため、一般証明標章に属する。

- 交通部観光局日月潭国家風景区管理処が登録を取得したものであり、日月潭定時航行交通船の役務の品質が優れ、標章権者の制定した「日月潭水域定時航行交通船実施計画書」の規定を満たすことを証明するものである。この標章は、主に役務が一定の品質基準を満たすことを証明し、証明された交通船役務の品質が地理環境と関連性を有せず、標章に「日月潭」という地理名称が含まれるものの、単に役務提供地が日月潭であることを説明するにすぎないため、一般証明標章である。

- 台湾休閒農業（レジャー農園）発展協会が登録を取得したものであり、レジャー農園の役務品質が標章権者の制定した「レジャー農園役務品質認証要点」を満たすことを証明するものである。この標章は、主に役務が一定の品質基準を満たすことを証明し、証明されたレジャー農園役務品質が地理環境と関連性を有せず、「Taiwan」及び「台湾図形」が含まれるものの、単に役務の提供地が台湾であることを説明するにすぎないため、一般証明標章である。

産地証明標章の許可案例：

- この標章は、雲林県西螺鎮役所が登録を取得したものであり、標章使用者の生産した米が雲林県西螺鎮で生産され、且つ品質が「西螺米管理規範」の基準を満たすことを証明するものである。西螺鎮は、雲林県の北端に位置し、北は濁水渓に臨み、濁水渓沖積平原に属しており、濁水渓の水の勢いが急であり、水質が甘美であり、上流からもたらされる褐黒色土壌の粘性が高く、汚染がなく、且つ窒素、燐、カリウム、ケイ酸マグネシウム等の有機物質が豊かに含まれているため、濁水渓流域において水質が最も優れた地区であり、生産された濁水米の米粒が透明で丸々と太っており、粘性に富み、

香りが芳しく、口当たりが甘い。

-

この標章は、南投県が登録を取得したものであり、標章使用者の生産製造した合歓山高冷茶が合歓山地区（南投県仁愛郷、花蓮県秀林郷富世村、台中市和平区梨山里及び平等里を含む）で生産され、且つ「南投県政府合歓山高冷茶産地証明標章使用規範書」の基準を満たすことを証明するものである。合歓山地区の茶園は、海抜 800 メートル以上の山腹に分布し、この地が亜熱帯季節風気候に属し、気温が適度であり、相対湿度がやや高く、冬季は乾燥し、夏季は温暖多雨であり、雨量豊富、気候温暖、土壌が酸性寄りで、排水良好等の地理環境要素を同時に具備するため、合歓山高冷茶特有の香気及び優良な品質に仕上げられるようになった。

2.2 一般証明標章の審査

一般証明標章登録を出願するには、出願書類を用意し、出願人、標章図形及び証明する商品又は役務を明記する（商 94 準 19I）とともに、他人の商品又は役務を証明する能力を有する書類、証明標章使用規範書、及び証明する商品の製造、販売又は役務提供に従事していない旨の声明を添付しなければならない（商 82）。上述した書類の審査のほか、標章識別性及びその他登録できない事由について審査を行って初めて登録を取得することができる（商 94 準 29、30）。標章定義、出願人、使用規範書、標章識別性及びその他登録できない事由の審査について、以下、個別に説明する。

2.2.1 一般証明標章の定義を満たすか否か

一般証明標章は、他人の商品又は役務が特定品質、精密度、原料、製造方法及びその他の事項等の特性を有することを証明するための標識であるため、登録出願する標識が商品又は役務の特性を証明するものでなければ、一般証明標章に属しない。例えば、証明標章をもって個人の資格、技能又は学術能力を証明することは、これらの事項が商品又は役務の品質又はその他の特性について証明するものではなく、一般証明標章の定義を満たさないため、証明標章登録することができない（本基準 2.1 参照）。

許可案例：

-

経済部能源局（エネルギー局）が登録を取得したものであり、エネルギー器具又は新エネルギー設備製品がエネルギー節約機能を有することを証明するものである。

-

  財団法人崔媽媽基金会が登録を取得したものであり、引越し役務の品質が証明標章権者の制定した条件を満たすことを証明する。

不受理案例：

- ○○市証明標章登録出願について、証明内容は、「当市役所に所属する各部門、当市各機関学校又は当市に登録された民間団体、会社及び商店が、観光産業発展を促進するために様々な観光産業活動の推進に取り組む際に採用される各項の物品については、当市に対して本標識の使用許諾を申請することができる」ことであり、政府機関が観光産業を推進する場合に使用される標識であり、商品又は役務の品質又はその他の特性が一定の基準を満たすことを証明するものではなく、証明標章の定義を満たさないため、受理しないものとする。
- ○○労働委員会証明標章登録出願について、証明内容は、「個人の技能及び学術等の能力レベルに対して鑑別及び検定を行う」ことを含み、個人の資格能力に対して鑑別及び検定を行うものであり、個人から提供される役務の有する品質又はその他の特性に対して証明するものではなく、証明標章の定義を満たさないため、受理しないものとする。

出願する標章が一般証明標章の定義を満たしていない場合は、個別の状況に応じて第 41 類の技能及び学術能力程度鑑別及び検定役務、教育試験役務又は第 42 類の検出役務に属するか否かを考慮して、商標の出願に変更することができる。証明標章出願書類はその他の種類の商標出願書類とは大きく異なるため、出願人は、正しい出願書類を添付し、正しい種類の商標出願日要件を有する日を出願日としなければならず、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後、依然として一般証明標章の定義を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

2.2.2 出願人

2.2.2.1 出願人の資格及び証明能力

出願人は、他人の商品又は役務を証明する能力を有する法人、団体又は政府機関に限られ（商 81I)、民法によって成立された財団、社団法人であってもよく、会社法等その他の法律によって成

立された法人であってもよく、非法人団体又は政府機関であってもよいが、自然人であってはならない。

商標法で保護される権利客体は無体財産権であり、原則的には、権利能力を有する自然人及び法人でなければ出願人となることができないが、証明標章の場合、わが国の非法人団体が証明業務に従事する事例はよく見られ、例えば、有機農産品、有機農産加工品検証に従事する「中華有機農業協会」、「台湾宝島有機農業発展協会」及びレジャー農園役務品質検証に従事する「台湾休閒（レジャー）農業発展協会」はいずれも非法人団体である。実務の必要に応じるために、例外的に非法人団体が出願人となることを許可し、その権益を保障するために、それが告訴又は自訴でなければならないことが明文化されている（商 99)。又、政府機関は、その職掌範囲内の業務、例えば消費安全、環境保護、貿易促進等に対して、商品又は役務が一定の特性を有することを証明する必要があるため、政府機関も出願人となることができる。自然人は、一般に、個人の人力、物力で標章使用に対して監督制御を適切に行うことが困難であり、証明標章出願人が証明能力を有しなければならないという要求を満たしていないため、自然人が出願人となることは許可しない。

出願人は、他人の商品又は役務を証明する能力を有しなければならない。即ち、標章の使用に対して監督制御の能力を有することが求められる。出願人が法によって成立された商業、工業、職業団体及びその他の法人又は団体の場合、その証明能力の審査は、法人又は団体成立の目的、宗旨、任務、営業項目、規模、歴史及び名声等につき酌量することができる。例えば財団法人中華民国紡織業拓展会による「財団法人中華民国紡織業拓展会標章」証明標章の出願の場合、当該会は、1975 年に成立され、サービス対象は紡織業者全体を含み、主要業務は紡織業者による製品の研究開発及び市場の開拓を支援することであり、紡織業界において名声

を有し、これにより当該会が、紡織服飾品の製品、半製品が当該会「純綿防しわ紡織服飾品」、「遠赤外線紡織服飾品」、「通気防水紡織服飾品」等の基準検証にパスすることについて証明能力を有すると判断することができる。出願人が政府機関である場合、当該機関の業務職掌について斟酌することができ、もしそれが証明しようとする商品又は役務の目的事業主務官庁である場合、それが証明能力を有することに疑義がないと考えられる。

商品又は役務の品質、精密度又はその他の事項を証明しようとする際、その他の法令に規範が定められている場合、証明標章出願人が証明能力を有する否かは、関連法令によって判断しなければならない。例えば「有機農産品」である場合、「農産品生産及び検証管理法」に、検証機構は行政院農業委員会認証機構の認証を取得し且つ認証書類を受け取って初めて有機農産品に対して検証を行うことができると規定されているため、出願人が農業委員会認証機構によって認証された検証機構であれば、証明能力を有する。

商品又は役務が特定品質、精密度、原料、製造方法又はその他の事項を有することを証明するために一定の検出手続きを実施しなければならない場合は、出願人が自己検出し、若しくはその監督制御のもとで検出能力を有する法人又は団体に対し代わりに検出するように委託することができる（商施 49、本基準 2.2.3.3 参照)。出願人が検出能力を有せず、検出能力を有する法人又は団体に対し代わりに検出するように委託しないことを表す客観的事実がある場合は、出願人が他人の商品又は役務を証明する能力を有するか否かに疑義が生じ、出願人に補正を要求しなければならない。

出願人資格及び証明能力が規定を満たしておらず、出願人に補正を通知した後、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後、依然として法人、団体、政府機関の資格を満たしてお

らず、若しくは商標主務官庁によってそれが証明能力を有すると認定されることができない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

2.2.2.2 出願人は証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならない

証明標章は、主に商品又は役務が有する特性を証明するためのものであり、出願人自身が証明する商品又は役務の業務に従事し、同業との間に競争関係が存在し、超然中立の立場を容易に保持することができず、且つ出願人が自己の商品又は役務に当該標章を使用すると、証明結果が公正、客観的であるか否かも疑われやすくなるため、出願人がその証明しようとする商品又は役務の業務に従事している場合は、登録を出願することができず（商 81Ⅱ）、出願人は、証明する商品の製造、販売又は役務の提供に従事していない旨の声明を添付しなければならない（商 82I）。

前記声明に対しては形式審査のみ行われるが、出願人が実際にそれらの商品又は役務の業務に従事している客観的事実、例えば出願人が証明する商品又は役務において先登録商標を有することを表していれば、出願人に釈明を通知しなければならず、出願人の説明は、証明する商品又は役務の業務に確かに従事していないことを十分釈明しうるものでなければ、当該案の出願を受理することはできない。

出願人が証明する商品の製造、販売又は役務の提供に従事していない旨の声明を添付せず、若しくは添付された声明が規定を満たしておらず、出願人に補正を通知した後も、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後も、依然として規定を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

商標法は、証明標章権者が証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならないことを制限するに過ぎず、証明しようとする商品又は役務以外の業務には自由に従事することがで

きるため、標章権者は、商標及び証明標章を同時に有し、それぞれを自己の商品又は役務を示し、他人の商品又は役務を証明するのに用いる可能性がある。

許可案例：

-

左図は、先登録商標であり、製品安全性テスト役務、他人のために商品をテストし国家及び国際基準を満たすか否かを評価する役務、他人のために商品をテストし電磁互換性及び電信管制等の役務を満たしているか否かを評価する役務の提供に使用されることを指定している。その後商標権者は、右の標識を証明標章として登録出願し、これによって、接続プラグ、コードコネクタ、コネクタ、接続器、プラグ端子、医療用接続プラグ等の電気設備が特定の綱要及び基準を満たすことを証明した。先登録商標の指定する役務は証明標章の証明しようとする商品業務範囲ではないため、後願の証明標章の登録が許可された。

不受理案例：

-

本件は、財団法人中華民国発行公信會が登録出願した証明標章であり、当該会によって検査された雑誌発行量の正確性を証明するものである。しかしながら、出願人は、各種の書物、雑誌、文献等の出版役務に使用されることが指示された先登録商標を有していたた

め、当該会が証明する役務（雑誌の出版役務）の業務に従事することを表し、且つ釈明と補正がなされなかったため、受理しないものとする。

2.2.3 使用規範書

使用規範書は、証明標章の使用を管理制御するための根拠であり、出願時には使用規範書を添付する（商 82I）とともに、使用規範書に記載すべき事項を詳細に記載しなければならない（商 82IV）。証明標章の利害関係者（例えば潜在使用者）及び消費者が標章使用の関連規定を容易に取得し理解できるように、証明標章が登録される場合は、使用規範書を商標公報に公告しなければならない（商 82V）。使用規範書が外国語である場合は、中国語訳を添付し、若しくは使用規範書に記載すべき事項の抄訳を添付しなければならず、このうち、中国語訳又は抄訳を併せて公告しなければならない。出願手続きにおいて、出願人は、使用規範書を補正することができるが、標章の証明する商品又は役務範囲を拡張することはできない。

出願人が添付した使用規範書に対して、原則的にはその記載事項についてのみ形式審査を行い、審査され疑義があると認められた場合、商品又は役務の中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる。出願人が使用規範書を添付せず、若しくは使用規範書に欠落があり、出願人に補正を通知した後も、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後も、依然として規定を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

一般証明標章使用規範書には、証明の内容、証明標章の使用条件、証明標章の使用を管理及び監督する方法、証明標章の使用申請の手続き事項及び争議解決方法等の事項を記載しなければならず（商 82IV）、もし証明標章の使用に関するその他の事項があれば、使用規範書に記載することができる。使用規範書に記載すべき事項について、以下、順を追って個別に説明する。

2.2.3.1 証明の内容

証明の内容は証明標章の核心であり、登録出願時には証明する商品又は役務、証明しようとする特性及びこれらの商品又は役務が満たすべき規範を明確に記載しなければならない。証明する商品又は役務は、概略の種類名称であってもよく（例えば「食品」、「電子製品」、「紡織品」、「機器設備保守維持役務」、「観光旅行役務」等）、証明するものが特定の商品又は役務であれば、具体的に指定しなければならない（例えば「フラットパネルディスプレイ」又は「自転車」の商品）。標章が証明しようとする特性及び商品又は役務が満たすべき規範については、その特性及び関連規範名称を具体的に指定することができ、「標章権者の制定した条件を満たす」と記載することもできる。

許可案例：

-

  経済部能源局（エネルギー局）が登録を取得したものであり、証明内容は、本標章は、証明標章権者が同意した者によって使用され、その製造、販売するエネルギー器具又は新エネルギー設備製品のエネルギー効率が証明標章権者の制定した製品の「エネルギー効率等級標示」関連規範のエネルギー効率等級基準第 1 級の要件を満たすことを証明することである。

- dlna CERTIFIED

デジタル生活ネットワーク連盟が登録を取得したものであり、証明内容は、本標章は、証明標章権者が同意した者によって使用され、コンピュータハードフェア及びソフトウェア、デジタル電子製品、通信設備、デジタルネットワーク設備及びデジタル内容、即ちコンピュータメディアに保存された録画映像、録音音声、静止画及び原文情報の技術規格が、証明標章権者の制定した条件を満たすことを証明することである。

2.2.3.2 証明標章の使用条件

証明標章の使用条件は、証明標章権者が、第三者が当該証明標章を商品又は役務に使用することに同意する条件をを指し、例えば原料、製造方法、生産方法、品質又はその他の特性の基準が挙げられる。

使用条件の記載は、何人であれ使用規範書そのものから当該標章の使用に必要な条件を理解できるように明晰、明確になされなければならない。定められた原料、製造方法、生産方法、品質又はその他の特性の基準における内容が煩雑である場合は、別添資料で示すことができる。出願人は、自分で使用条件の関連基準を制定してもよく、他人の制定した基準を引用してもよい。前者は、例えば行政院農業委員会の CAS 台湾優良農産品証明標章であり、使用条件は、当該会が制定した「優良農産品検証管理方法」であり、後者は、例えば中華民国環境保護生物分解可能材料協会「堆肥可能認証」標章であり、プラスチック材料及びその製品が堆肥可能な化学プラスチックであり、国家基準 CNS14661 の要件を満たすことを証明する。

標章権者は、証明標章の使用方法に対して関連規範を設ける場合は、本項目において明記しなければならず、例えば標章が商品又は役務に標示される位置、標章図形の大きさ等が挙げられる。また、証明標章の出願又は使用に費用を支払わなければならない場合は、本項目において費用に関して記載しなければならない。

2.2.3.3 証明標章の使用を管理及び監督する方法

証明標章の使用を管理及び監督する方法は、証明標章権者による、証明標章の使用に対する具体的な管理監督方法、及び関連作業フロー規定を指し、例えば監督実施及び定期又は不定期の検証手続き、改善期間の制限及び期限までに改善されなかった場合の罰則、及びその他の使用規範書違反状況の軽重に応じた処罰等が挙げられる。

証明標章の使用に関しては、商品又は役務について検出基準が制定された場合、検出方法を記載しなければならず、もし出願人が自ら検出するのでなければ、証明標章の使用条件検出能力を有する法人又は団体に対し代わりに検出するように委託することができ、商品又は役務が使用規範書に規定の条件を満たすことが検出された場合、委託を受けた当該法人又は団体は、証明標章権者の名義によって代わりに標章の使用に同意することができる。証明標章権者が自ら検出又は検証を行わないとしても、標章の使用が使用規範書の規定を満たすことを制御しなければならないため、証明標章権者は、委託を受けて検出又は検証を行う者に対して監督制御を行なうとともに本項目において委託を受けて検出又は検証を行うものが何であるかを明記し、且つその実施する監督制御について説明しなければならない。「CAS 台湾優良農産品証明標章」を例にすると、当該標章は、農産品及び農産加工品の安全性及び優良性を証明するためのものであり、当該会は、それによって認証された財団法人台湾優良農産品発展協会、財団法人中央畜産会、財団法人食品工業発展研究所及び工業技術研究院を検証機構としてそれらに委託する。

2.2.3.4 証明標章の使用申請の手続き事項及びその争議解決方法

使用規範書に明記すべき証明標章の使用申請の手続き事項は、申請手続き及び必要書類を含み、例えば身分又は資格証明書類を添付する必要がある場合は添付されるべき証明書類、表に記入する必要がある場合は記入されるべき表等である。

使用規範書には、証明標章の使用に関わる争議解決方法がさらに記載されなければならない。争議は、使用申請が許可されないこと、商品が市場に流通した後、証明標章権者に抜き取り検査され、不合格と認定され、それに対し被許諾使用者が不服であること、及びその他標章の使用に関して標章権者との間に発生した紛争を含む。争議解決の重点が公平、公正にあるため、証明標章権者は、内部手続きを争議処理の先行手続きとすることができるが、争議の最終決定者は、裁判所、仲裁者又は調停委員会等の中立の第三者でなければならない。証明標章権者の決定が行政処分に属する場合は、行政訴訟手続きに基づいて争議を解決しなければならない。

2.2.4 標章識別性

証明標章の識別性は、証明された商品又は役務を指し示すものであり、証明されていない商品又は役務と互いに区別できる特性であるため、識別性の判断においては、標章と証明する商品又は役務との関係に基づいて判断しなければならない。識別性の判断、後天的識別性の取得、及び専用権放棄の声明の場合に関しては、その性質に応じて商標法第 29 条において商標識別性に関する規定を準用し、その審査は、「商標識別性審査基準」及び「専用権放棄声明審査基準」を準用する。

証明標章が単に証明する商品又は役務を記述した関連説明、通用標章又は名称、若しくは識別性を有しないその他の標識のみからなる場合は、識別性を有しないため、登録することができない（商 94 準 29I）。例えば、「純綿 100%」は、紡織業界において常用される商品成分説明であり、それを証明標章の証明する衣服成分とした場合、証明された衣服商品を指し示すことができず、証明されていないその他の商品と区別することもできず、識別性を有しないため、却下すべきである（商 94 準 31I）。

一般証明標章における地理名称は、単なる産地説明の意味のみを有し、一般証明標章権者が標章図形における地理名称について他人

が使用する権利を排除できたと誤認することを回避するために、一般証明標章において地理名称が含まれている場合は、証明標章権利範囲に疑義が生じる虞のあることに属し、専用権放棄の声明を行って初めて登録を取得することができる（商 94 準 29Ⅲ）。一般証明標章において産地名称以外の説明性事項、通用標章／名称又はその他識別性を有しない事項に関して専用権放棄の声明を行うか否かについては、「専用権放棄声明審査基準」の規定を準用する。

許可案例：

-

  この標章は、台湾省香菇（シイタケ）研究発展協会が登録を取得したものであり、標章使用者が生産、製造したシイタケ産品が台湾で生産されたもので、且つ残留農薬安全許容量が国家安全用薬（国家安全薬品使用）の規範に符合していることを証明するものである。台湾地理区域において生産製造されたシイタケ産品の品質、名声又はその他の特性と地理環境に関連性はなく、当該標章は主に商品が一定の基準に符合していることを証明するのに用いられるもので、一般証明標章に属する。標章図案の中の「台湾香菇（シイタケ）」、「台湾の図形」は識別性を具えず、且つ標章の権利範囲に疑義を生じる虞がある部分に属するため、専用権放棄の声明を行わなければならない。

-

この標章は、台湾区毛巾（タオル）工業同業公会が登録を取得したものであり、標章使用者の生産製造したタオル製品が、その全工程が台湾において行われることによって生産製造され、且つ「MIT 優良タオル証明標章使用規範」の規定を満たすことを証明するものである。この標章は、主にタオル商品が一定の品質基準を満たすことを証明するのに用いられ、タオル商品の品質、名声又はその他の特性は、地理環境と関連を有しないため、一般証明標章に属する。標章図形における「MIT」、「TAIWANN」、「TOWEL」、「台湾製」、「優良」及び「台湾図形」は、識別性を有しない事項に属し、このうち「MIT」、「TAIWANN」、「台湾製」、及び「台湾図形」は標章権利範囲に疑義が生じる虞のある部分に属するため、専用権放棄の声明を行わなければならない。

2.2.5 その他登録できない事由

証明標章の出願においては、商標法第 30 条及び第 65 条第 3 項の登録できない事由が存在してはならない（商標 94 準 30、65Ⅲ）。混同誤認の虞に関する判断及び著名標章の保護に関しては、「混同誤認の虞のあるの審査基準」、「商標法第 30 条第 1 項第 11 号著名商標保護審査基準」の規定を準用しなければならない。以下、実務においてよく見られる登録できない事由について、関連する審査原則を説明する。

2.2.5.1 公衆に証明する商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認誤信を生じさせる虞がある

証明標章図形に、証明する商品又は役務性質、品質等の特性の記述が含まれる場合は、証明内容及び証明標章の使用条件に合わせて観察しなければならず、もし当該記述が事実ではなく、且つ消費者が当該記述が真実であると信じる可能性があり、その購買意欲に影響を与える場合は、公衆に商品又は役務の性質、品質について誤認誤信を生じさせる虞のあること（商 94 準 30Ⅰ⑧）に属し、却下す

べきである（商 94 準 31I）。例えば、標章図形に「純蜂蜜 100%」が含まれているが、証明内容及び証明標章の使用条件を見たところ、純蜂蜜 100%ではない混合蜂蜜も当該証明標章を使用できる場合は、当該標章が消費者に当該証明標章が標示された商品が比較的高い品質を有することについて誤認誤信を生じさせる虞のあることに属する。ただし、標章図形から公衆に商品又は役務の性質、品質について誤認誤信を生じさせる虞のある部分を削除した場合は、商標の実質的変更とならないため、出願人に当該部分を削除するように要求してから登録を許可することができる（商 94 準 23）。

2.2.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある

後出願の証明標章が登録又は先出願の証明標章と同一又は類似し、且つ同一又は類似の商品又は役務を証明する場合は、関連消費者をして、後出願の標章の商品又は役務が先行標章権者によって証明されたものであり、若しくは後の標章出願者が先行証明標章権者との間に関係企業、授権関係、加盟関係又はその他の関連関係を有すると誤認せしめる虞がある場合、後出願は、関連消費者に混同誤認を生じさせる虞（商 94 準 30I⑩）があることをもって、その登録を却下すべきである（商 94 準 31I）。又、証明標章は商品又は役務を指し示す出所ではないが、証明標章の使用は、標章使用者が販売のために標章を商品、商品の包装容器、役務提供に関する物品、商品又は役務に関する商業文書又は広告等に使うことであり、商標の使用方法と同一であり、もし登録出願する証明標章が先登録又は先出願の商標又は団体商標と同一又は類似し、且つ証明する商品又は役務が先行商標又は団体商標が指定する商品又は役務と同一又は類似する場合、当該証明標章が商品又は役務に使用された際に、関連消費者が、それらの商品又は役務が先登録又は先出願の商標又は団体商標権者の商品又は役務と同一であり、若しくは同一ではないが関連の出所を有するものと誤認する可能性がある場合は、登録出

願された証明標章も関連消費者に混同誤認を生じさせる虞があること（商 94 準 30I⑩）に属し、却下すべきである（商 94 準 31I）。

混同誤認を生じさせる虞のある案例：

-

左図は、先登録の「SGS tickmark logo」商標であり、「製品及びサービス業が国家及び国際規範及び基準及びその他の規範性証明の要件を満たすことに関する検証及び鑑定の提供」役務への使用を指定し、右図は、他者による後出願の「SGS 及び図」証明標章であり、証明する内容は、「本証明標章を標示するサービス業者、製造業、･･･から提供された役務及び経営システムが当社の制御管理の要件を満たし、食品製造業及び各種製造業の運営が国家及び国際ルール及び基準を満たすこと」である。両者の図形が類似しており、且つ後者の証明する範囲が検出役務業者を含むため、出願者によって同意された検出役務業者が当該証明標章を自らが提供する役務に使用した場合、関連消費者は、当該証明標章を使用した役務が先登録の商標によって提供される役務と同一であり、若しくは同一ではないが関連の出所を有すると混同誤認する可能性があり、却下すべきである。

また、証明標章の識別機能は、証明されていないものと区別できるように、証明された商品又は役務を指し示すことにある。従って、証明標章が先出願又は先登録である場合は、後出願の商標、団体商標が当該証明標章と同一又は類似し、且つその証明する商品又は役務と同一又は類似のものに使用することを指定した場合、関連消費者は、当該商品又は役務が証明され、若しくは証明標章権者又は先行証明標章出願者との間に関係企業、授権関係、加盟関係又はその

他の関連関係があると誤認する可能性があり、後出願の商標、団体商標は、関連消費者に混同誤認を生じさせる虞があり（商 94 準 30I ⑩）、その登録を却下すべきである（商 94 準 31I）。たとえ後の出願人が、その指定する商品又は役務が証明標章権者によって証明されたものであると主張しても、後出願の商標、団体商標によって、関連消費者に当該出願人と証明標章権者との間に関係企業、授権関係、加盟関係又はその他の類似関係が存在するとの誤認を生じさせる可能性がある場合は、依然として関連消費者に混同誤認を生じさせる虞のあることに属する。

混同誤認を生じさせる虞のある案例：

-

左図は、行政院農業委員会漁業署が証明標章登録を取得したものであり、水産品及び水産加工産品が優れた品質を有することを証明するものであり、他人が、右図をもって商標登録を出願し、水産品小売卸売り役務に使用されることを指定した。商標図形全体から見たところ、両商標は類似の構成であり、後者が水産品小売卸売り役務への使用を指定していることから、関連消費者をして、後の商標出願者の販売する水産品が漁業署によって証明され、若しくは商標出願人と漁業署との間に授権関係、加盟関係又はその他の関連があるとの混同誤認を生ぜしめる虞があるため、後出願の登録を却下する。

2.2.6 その他の事項

各国の商標法制は異なっており、ある国の商標法では証明標章登

録が提供されていない。従って、検証役務に使用することを指定することが許可された商標登録について、もし出願者がその国内の登録資料を提供し、且つわが国において商標登録を取得しようとした場合、わが国の商標登録においては検証役務を指定役務名称とすることが認められていないため、出願者に対し、相当する検出役務名称又はその他の適当な役務名称に補正するように要求しなければならない。出願人がわが国において証明標章登録を取得しようとする場合は、証明標章登録を取得するために、わが国の商標法に規定する資格及び証明能力を有し、且つ必要書類を添付しなければならない。

許可案例：

-

出願人は、上方の標識をもって商標登録を出願し、第 42 類の「検証役務、検証機構の商品に対する品質管理制御、検証役務、品質管理制御、環境（エコ）検証役務」を指定したが、商標が前記役務に使用するように指定されたことは、出願人から提供される役務を表彰し、証明標章の使用について同意を得た者が標章を証明された商品又は役務に使用するのとは異なり、出願人に釈明及び補正を通知し、出願人は韓国商標法において証明標章の規定がないことを説明したが、「検証役務」を指定役務名称とすることを受け入れ、出願人が証明標章を変更出願することを望まず、指定役務を「品質管理制御、品質管理制御・環境管理システムが ISO 基準を満たすか否かに関する検出役務及び ISO 認証申請の支援及びコンサルティングの提供」と補正して初めてその登録を許可した。

出願人が外国において団体商標登録を取得し、わが国において証明標章登録を出願する場合、一般的には、各国は、団体商標に対して団体会員身分を使用者の制限条件とし、証明標章の使用は、会員に限定されず、両者の使用者に対する要求は明らかに異なっている

ため、出願人は、当該団体商標が会員に限定されないことを説明しなければならない。例えば、出願人は、その原産国は、団体商標に対して会員のみが使用可能という制限規定を有しておらず、若しくは原産国は、非団体会員に団体商標の使用が授権されることを許可し､若しくは原産国の法令に団体商標の授権に対する制限があるが、当該団体商標の非会員に対する授権が主務官庁の許可を得ていること等を説明しなければならず、且つ関連法令又は文書を証拠として提供し、使用規範書には当該出願が証明標章の性質であることを示すことで初めて証明標章登録を取得することができる。

2.3 産地証明標章の審査

産地証明標章登録の出願は、出願書類を用意し、出願人、標章図形及び証明する商品又は役務を明記し（商 94 準 19I）、且つ他人の商品又は役務を証明する能力を有する書類、証明標章使用規範書及び証明する商品の製造、販売又は役務の提供に従事していない旨の声明を添付しなければならない（商 82）。上述した書類の審査のほか、標章識別性及びその他登録できない事由について審査を行った後、初めて登録を取得することができる（商 94 準 29、30）。標章定義、出願人、使用規範書、標章識別性及びその他登録できない事由の審査について、以下、個別に説明する。

2.3.1 産地証明標章の定義を満たすか否か

産地証明標章は、商品又は役務の産地を証明するためのものであり、且つ当該地理区域の商品又は役務は、特定の品質、名声又はその他の特性を有しなければならないため、商品又は役務の有するそれらの特性は､地理環境との間に関連性を有しなければならない(本基準 2.1 参照)

許可案例：

- この標章は、南投県魚池郷役所が登録を取得したものであり、標章使用者が生産製造した日月潭紅茶が南投県魚池郷で生産され、且つ「南投県魚池郷役所『日月潭紅茶』産地証明標章使用規範書」の基準を満たすことを証明するものである。茶園は、海抜 421～1000 メートルの山腹に分布し、この地が亜熱帯季節風気候に属し、気温が適度であり、相対湿度がやや高く、冬季は乾燥し、夏季は温暖多雨であり、雨量豊富、気候温暖、土壌が酸性寄りで、排水良好等の地理環境要素を同時に具備するため、日月潭紅茶特有の香気及び優良な品質に仕上げられるようになった。

  登録出願される証明標章には地名が含まれているが、産地証明標章の定義を満たしていない場合は、個別の案件に応じて一般証明標章又はその他の種類の商標の出願であるか否かを考慮しなければならない。ただし、証明標章出願書類はその他の種類の商標出願書類とは大きく異なるため、出願人は、正しい出願書類を添付し、正しい種類の商標出願日要件を有する日を出願日としなければならず、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後、依然として産地証明標章の定義を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

2.3.2 出願人

2.3.2.1 出願人の資格及び証明能力

産地証明標章出願人は、出願人資格及び証明能力を有しなければ

ならない（商 81I、本基準 2.2.2.1 参照）。証明能力の部分において、産地証明標章は主に産地を証明するためのものであり、一般的に政府機関は、地名の使用に対して管理制御権を有するため、それによって産地証明標章の使用基準を確立し標章使用に対して監督制御を行うのが望ましく、政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出されたのではない場合、出願人は、それが地名の使用に対して管理制御能力を有することについて説明し、且つ関連証拠を提出しなければならない。

産地証明標章の出願人は、標章の使用を監督制御する能力を有するほか、当該地理区域限定範囲内における生産製造、販売等の関連業者を十分に代表して出願を提出しなければならない。「代表性」とは、特定の地理区域内において、当該区域を代表して証明する商品又は役務に従事する業者の地位を有することを指す。政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出される場合、原則的には、それが代表性を有することを推定することができる。政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出されるのではない場合、出願人が代表性を有するか否かは、出願人成立の時間、当該地区において熟知される程度、当該地区において制御可能な業者割合及び出願人の当該地区製品の品質、特性、生産状況、技術事項、生産製造業者等の情報に通じている程度から判断することができ、出願人の代表性に対して疑義がある場合は、商品又は役務中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる（商 82Ⅱ）。

産地が歴史上自然及び人文要素によって形成された特定地理区域である可能性があるため、証明標章が証明する産地は、2 つ以上の人為行政区画に跨る可能性があり、この場合、当該産地の所属する各行政機関は、共同で出願を提出しなければならず、もし出願を提出しようとしない機関がある場合は、出願を提出しようとしない機関がその他の機関に出願の提出を授権しなければならず、若しくは各行政機関の共通する上級機関が出願を提出しなければならない。同一の産地に複数の法人、団体があっていずれも一部の業者しか代

表できない場合は、それらの法人、団体は、出願を共同で提出し、若しくは協議統合を行い、そのうちの一方又は一部が出願を提出することができる。

許可案例：

-

この標章は、合歓山高冷ウーロン茶を証明するものであり、産地である合歓山地区は、南投県仁愛郷、花蓮県秀林郷富世村、台中市和平区梨山里及び平等里を含む。当該証明標章の出願は、南投県が花蓮県及び台中市の同意を得ており、代表性を有し、標章の使用に対して監督制御能力を有するため、証明能力を有する。

外国の産地をもって産地証明標章を出願する場合、もし外国法人、団体又は政府機関が登録を出願した際に当該産地証明標章がその名義でその原産国において保護される証明書類を添付した場合は、出願人が証明能力を有すると認定することができる（商 82Ⅲ）。

出願人資格及び証明能力が規定を満たしておらず、出願人に補正を通知した後、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後も依然として出願人の資格を満たしておらず、若しくは商標主務官庁によってそれが証明能力を有すると認定されることができない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

2.3.2.2 出願人は証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならない

出願人の立場の中立及び証明結果の公正、客観を確保するために、出願人は、証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならず、且つ証明する商品の製造、販売又は役務の提供に従事していな

い旨の声明を添付しなければならない（本基準 2.2.2.2 参照）。

商標法は、証明標章権者が証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならないことを制限するに過ぎず、証明しようとする商品又は役務以外の業務には自由に従事することができるため、証明標章権者は、商標及び証明標章を同時に有し、それぞれを自己の商品又は役務を示し、他人の商品又は役務を証明するのに用いる可能性がある。例えば、一つの地理区域の農産品生産者からなる非営利団体は、産地証明標章登録を取得するほか、当該地区の農産品を広く知らしめるために、書物雑誌の出版役務について商標登録を取得することができる。

2.3.3 使用規範書

使用規範書は、証明標章の使用を管理制御するための根拠であり、出願人が添付した使用規範書に対して、原則的にはその記載事項について形式審査を行い、審査され疑義があると認められた場合は、商品又は役務の中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる（本基準 2.2.3 参照）。

産地証明標章使用規範書には、証明の内容、証明標章の使用条件、証明標章の使用を管理及び監督する方法、証明標章の使用申請の手続き事項及び争議解決方法等の事項を記載しなければならず（商 82IV）、証明標章の使用に関するその他の事項も使用規範書に記載することができる。使用規範書に記載すべき事項について、以下、順を追って個別に説明する。

2.3.3.1 証明の内容

産地証明標章における証明の内容には、証明する商品又は役務、証明しようとする産地、及びこれらの商品又は役務が満たすべき規範を記載しなければならない。産地証明標章は、産地を証明するためのものであり、且つ証明された商品又は役務の特定品質、名声又

はその他の特性は、地理環境と関連性を有しなければならず、一つの地理区域における特殊な自然又は人文要素が通常特定の商品又は役務の育成に適しているため、原則的には産地証明標章は、単一の具体的な商品を証明するのに用いられる（例えば「お茶」、「米」、「芋」、「麺線（素麺）」といった商品）。例外として、産地証明標章は､概括種類の商品を証明することができる(例えば｢水産品｣)。商品又は役務が満たすべき規範については、具体的な規範名称であってもよく、「証明標章権者の制定した条件を満たす」と記載してもよい。

許可案例：

-

南投県鹿谷郷役所が登録を取得したものであり、証明内容は、お茶は、南投県鹿谷郷で生産され、且つ「南投県鹿谷郷役所鹿谷凍頂ウーロン茶証明標章使用管理規範」の基準を満たすことを証明することである。

-

澎湖県が登録を取得したものであり、証明内容は、水産品は、澎湖県で生産され、且つ「澎湖県澎湖優鮮水産品証明標章使用管理作

業方法」の規定を満たすことを証明することである。

2.3.3.2 証明標章の使用条件

商品又は役務が特定の産地に由来することは、産地証明標章の使用における必要条件であり、また、出願人は、本項目において商品又は役務の有する特定品質、名声又はその他の特性（商 80Ⅱ）、及びそれらの特性と地理環境との関連性を説明しなければならない。出願人が証明標章の標示方法に対して規範を有するか、若しくは出願又は証明標章の使用について費用を徴収する場合は、本項目において説明しなければならない。

使用条件の記載は、何人であれ使用規範書から当該標章の使用に必要な条件を理解できるように明晰、明確でなければならず、もし原料、製造方法、生産方法、品質又はその他の特性の基準における内容が煩雑である場合は、別添資料で示すことができる。

（1）限定される区域範囲

使用規範書には産地証明標章の証明する産地の区域範囲を記載しなければならず、当該範囲が県、市、郷、鎮等の行政区画所轄区域に一致する場合は、出願人は、行政区画で表示することができる。既存の行政区画では産地の区域範囲を容易に限定できない場合は、出願人は、特定地理区域概念を有する地理名称で表示することができる。

許可案例：

-

水産品が澎湖県（澎湖県は、90 個の島からなり、範囲が北緯 23°12＇から 23°47＇まで、東経 119°19＇ から 119°43＇まで）で生産されることを証明するものであり、既存の行政区画に属する。

●

茶葉の産地が文山地区であることを証明するものであり、新北市新店、坪林、石碇、深坑、汐止、平渓及び台北市文山区、南港区などの茶区を含み、特定地理区域概念の地理名称に属する。

（2）商品又は役務の有する特定品質、名声又はその他の特性

産地証明標章の指定する地理区域の商品又は役務は、特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならない。品質とは、客観的に識別可能な物理特性のことを指し、例えば果物の甘さ及び果粒の重さが挙げられる。名声とは、消費者にとって、商品の所有する名声と地理区域との結びつき、例えばある商品に言及すると、消費者がすぐある産地を連想し、当該商品が当該産地と名声の結びつきを有することを指す。その他の特性については、色、生地、気味等を含む。一般に、品質は、商品又は役務が好まれる特性を指し、名声は、商品又は役務が知られる程度を表すが、色、生地、気味等その他の特性は、消費者に好まれるとは限らず、消費者にとっては、中性ないしマイナス印象である可能性がある（例えばブルーチーズ及び臭豆腐の気味）。

商品又は役務が一定の品質又は特性を有するように、出願人は、

商品又は役務、若しくはその原料、製造方法、生産方法等が一定の基準を満たすことを要求することができる。例えば米食味値、水産品の薬物残留基準及び保存条件、お茶の官能品質及び製造方法等については、関連基準を具体的に記載しなければならない。

出願人は、商品又は役務が名声を有することを主張する場合、証明される商品又は役務において当該産地が知名度を有することを示す資料を添付しなければならず、例えば新聞、雑誌、放送局等のメディアの報道、コンテストでの受賞記録、商品又は役務の販売広告又はプロモーション活動等の資料が挙げられる。ネットワーク上のディスカッションも考量に入れることができるが、その正確性及び客観性に留意しなければならない。

許可案例：

●

茶葉商品の特定品質又はその他の特性に対する要求は、①茶ノ木（Camellia sinensis）から摘まれた葉を軽く発酵させた茶類からなる製品に適用される、飲用のための茶類、②軽く発酵させた茶類：適当な茶菁原料を選択し、工場ににおいて適度に萎凋攪拌を行い、お茶における主要成分「カテキン」がお茶の酵素によって酸化発酵され、特有の香気の発生が促進され、「殺菁」、「揉捻」、「乾燥」及び「精製ベーキング」等の過程を経たものを指す、③特色：香、濃、醇、順。外観：緊密均一、鮮やかな深緑でつやつやしている。水色：蜜緑から蜜黄まで、澄んで明るい。香り：優雅で香ばしく、滋味甘美且つ滑らかで活性を帯びる。葉殻：葉っぱが完全で、枝葉が連理し、色が鮮緑で、葉縁が微赤、④安全：行政院衛生署公告の衛生基準許

容量の要件を満たす。⑤保存：認証申請するお茶は、明確に区分け保存されるべきである。

（3）地理環境との関連性

商品又は役務の特定品質、名声又はその他の特性と地理環境との「関連性」は、当該地理環境における自然又は人文要素との関連性を含む。例えば、商品の品質、名声又はその他の特性は、主に当該地理環境の土壌、気候、風、水質、海抜高度、湿度等に起因した自然要素によるものであり、若しくは現地の伝統的又は特殊な製造過程、産出方法、製造技術等の人文要素と関連性を有するものである。

許可案例：

●

この標章は、嘉義県が登録を取得したものであり、嘉義県阿里山高山茶商品の特定品質、名声又はその他の特性と地理環境要素との関連性としては、阿里山及び玉山山脈の平日日照が短く、土壌が茶ノ木の成長に適し、気候及び水質が極めてよいこと、午前中日照が充分で、昼以降に曇りが多く、日光が水気による屈折を通じて柔らかい散乱光を発し、この場合気温が急激に下がり、茶ノ木の成長が緩やかになり、葉っぱの細胞壁がさらに緊密になり、葉の芽が柔軟で葉肉が厚く、ペクチン質含量が高く、葉っぱが豊潤温厚で、冷涼の自然環境において、農民らが一心二葉の茶菁を摘み、一つ一つ精選され、お湯に入れた後、滋味が甘美で、香気が充分であることを含む。

-

  この標章は、澎湖県が登録を取得したものであり、澎湖西衛手作り麺線（素麺）商品の特定品質、名声又はその他の特性と地理環境要素との関連性としては、西衛里は馬公市区の最北端の郊外集落であり、北、東両面が海に臨み風にさらされ、雨量が少なく、日照が充分で、地理環境の特色に加えて、澎湖の風が濃い塩水煙が帯びているため、馬公市西衛の麺線は独特の伝統風味を具えるようになる。西衛麺線は、清朝の後期において唐山師父によって伝えられ、今までに 150 年の歴史がある。団地においてはどこでも各家庭が麺線を引き、麺線をさらす情景が見られ、風と日差し、清浄な空気中における天然養分による潤いに加えて、百年に亘って伝えられた熟練した技芸により、西衛特有の純手作りの麺線が生じたわけである。

（4）証明標章の使用方法及び費用徴収規定

標章権者は、証明標章の使用方法に対して関連規範を設ける場合は、本項目において明記しなければならず、例えば標章が商品又は包装に標示される位置、標章図形の大きさ等が挙げられる。また、証明標章の出願又は使用に費用を支払わなければならない場合は、本項目において費用に関して記載しなければならない。

2.3.3.3 証明標章の使用を管理及び監督する方法

証明標章の使用を管理及び監督する方法は、証明標章権者による、証明標章の使用に対する具体的な管理監督方法、及び関連作業フロー規定を指し、例えば監督実施及び定期又は不定期の検証手続き、

改善期間の制限及び期限までに改善されなかった場合の罰則、及びその他の使用規範書違反状況の軽重に応じた処罰等が挙げられ、これによって証明標章の使用の管理及び監督を明文化する。

証明標章の使用に関しては、商品又は役務について検出を行わなければならない場合、検出方法について記載しなければならず、もし出願人が自ら検出するのでなければ、証明標章の使用条件検出能力を有する法人又は団体に対し代わりに検出するように委託することができ、商品又は役務が使用規範書に規定の条件を満たすことが検出された場合、委託を受けた当該法人又は団体は、代わりに標章の使用に同意することができる。証明標章権者が自ら検出又は検証を行わないとしても、標章の使用が使用規範書の規定を満たすことを制御しなければならないため、標章権者は、委託を受けて検出又は検証を行う者に対して監督制御を行うとともに、本項目において委託を受けて検出又は検証を行う者が何であるかを明記し、且つその実施する監督制御について説明しなければならない。

2.3.3.4 証明標章の使用申請の手続き事項及びその争議解決方法

この項目については、基準 2.2.3.4 を参照されたい。

2.3.4 標章識別性

産地証明標章の識別性は、証明された商品又は役務の地理的出所を指し示すものであり、証明されていない商品又は役務と互いに区別できる特性（商 80I）であるため、一般の消費者は、産地証明標章をもって産地を識別するほか、当該標章により、当該地理区域由来であることが証明された商品又は役務と当該地理区域由来であることが証明されていないものとを区別することができる。識別性の判断、後天的識別性の取得、及び専用権放棄の声明の場合に関しては､その性質に応じて商標法第 29 条における商標識別性に関する規定を準用し、その審査は、「商標識別性審査基準」及び「専用権放棄声明審査基準」を準用する。

産地証明標章が、当該地理区域由来であることが証明された商品又は役務と当該地理区域由来であることが証明されていないものとを区別することができることは、当該産地証明標章の証明する産地の特殊性に基づくものであり、商標法においては、産地証明標章の識別性、及び産地名称に対する専用権放棄の声明が、特別に規定されている（商 84 Ⅰ）。商標登録出願の場合、商標が単に指定される商品又は役務を記述した産地のみからなるとすると、審査の際、通常、当該商標が識別性を有しないことをもって却下するが、産地証明標章の場合、産地が当該標章の証明しようとする事項は、標章が単に指定される商品又は役務を記述した産地名称のみからなり、識別性を有しないことをもってその登録を却下してはならない。産地名称が標章図形の一部であり、標章全体が識別性を有する場合でも、当該部分が商品又は役務産地の説明であり、且つ産地証明標章範囲に疑義を生じさせる虞があることをもって、出願人に専用権放棄の声明を行うように要求することができないため、産地証明標章の産地名称には、商標法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定が適用されない。ただし、産地証明標章に含まれる産地名称以外の説明事項、通用標章／名称又はその他識別性を有しない事項について専用権放棄の声明を行うべきか否かは、「専用権放棄声明審査基準」の規定を準用しなければならない。

農産品の交易慣習において、「産地名称+商品名称」を商品産地として説明することはよくあり、例えば「雲林木瓜」は、単に当該木瓜（パパイヤ）が雲林産地由来である意味のみを表彰するためのものである。従って、出願人が単なる「産地名称+商品名称」標章図形をもって産地証明標章登録を取得した場合、その同意を得ていない者が「産地名称+商品名称」を証明標章として使用した場合は、権利侵害主張の可否又は合理的な使用に属するか否かの懸念が生じることになる。証明された及び証明されていない商品間の差異を明確に識別するために、標章権者は、使用規範書において標章標示の位置、様式及びその商品包装の配色等の使用条件を追加修正することにより、実際の使用時に十分区別できるようにすることができる。

上述した懸念を解決するために、出願時には「産地名称+商品名称」のほか、標章図形に識別性を有するその他の図形又は文字を追加し、標章の識別性を高めることが好ましく、これにより、標章権利の維持に役立てることができる。

許可案例：

-

「産地名称（北埔）+商品名称（膨風茶）」のほか、標章図形には、識別性を有する図形及び「台湾・新竹□北埔鄉役所産地証明標章」、「Taiwan.　HsinChu. Beipu Township Office」の文字がさらに含まれている。

-

「産地名称（日月潭）+商品名称（紅茶）」のほか、標章図形には識別性を有する図形がさらに含まれている。

●

「産地名称（澎湖）」及び外国語「産地名称（PENGHU）+商品名称（Seafood）」のほか、標章図形には識別性を有する図形及び「優鮮」の文字がさらに含まれている。

産地名称が一般の消費者にとって特定製造方法、風味又は料理方法の意味であるために、「産地名称」又は「産地名称+商品名称」が商品産地以外の説明又は通用名称となり（例えば「樓蘭煉瓦」及び「紹興酒」がすでに商品の通用名称となっていること等）、それをもって産地証明標章として出願した場合は、識別性を有しないため登録の取得ができなくなる。商品産地以外の説明又は通用名称であるか否かに疑義がある場合は、中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる。

2.3.5 その他登録できない事由

産地証明標章の出願においては、商標法第 30 条及び第 65 条第 3 項の登録できない事由（本基準 2.2.5 参照）が存在してはならない。以下、実務においてよく見られる登録できない事由について、関連する審査原則を説明する。

2.3.5.1 公衆に証明する商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認誤信を生じさせる虞がある

産地証明標章は、産地を証明するためのものである故、通常、公衆に証明される商品又は役務の産地について誤認誤信を生じさせる虞のあることが発生することはない。しかし、産地証明標章図形に証明する商品又は役務性質、品質等の特性の記述が含まれている

場合、証明内容及び証明標章の使用条件を合わせて観察した結果、当該記述が事実に属せず、且つ消費者が当該記述が真実であると信じる可能性があり、その購買意欲に影響を与える場合は、公衆に商品又は役務の性質、品質について誤認誤信を生じさせる虞のあること（商 94 準 30 I ⑧）に属するため、却下すべきである（商 94 準 31I）。ただし、標章図形から公衆に商品又は役務の性質、品質について誤認誤信を生じさせる虞のある部分を削除した場合は、商標の実質変更とはならないため、出願人に当該部分を削除するように要求してから登録を許可することができる（商 94 準 23）。

2.3.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある

産地の意味を表示するために、産地証明標章図形において、通常、地名又は特定地理区域を十分指し示しうる標識が含まれており、証明標章の商標との類似の判断においては、単に 2 つの図形に同一の地名が含まれ、若しくは含まれた標識が観念上同一の地理的出所を指し示すからといって、2 つの図形が類似すると認めることはできず、証明標章が商標と類似するか否かは、図形全体について観察しなければならず、これは、商標間が類似するか否かの判断とは異なっていない。関連消費者に混同誤認を生じさせる虞があることについて、その判断原則は、本基準 2.2.5.2 を参照されたい。

混同誤認を生じさせる虞のない案例：

●

左図は、嘉義県阿里山郷農会による先登録商標であり、お茶商品に使用することが指定されている。その後嘉義県は、右の標識を証明標章として登録出願し、阿里山茶区において生産されるお茶商品

を証明した。両者の図形のいずれにも産地の「阿里山」の文字が表示されているが、図形にはその他の図形及び文字が含まれ、類似程度が極めて低く、同一のお茶商品に使用されるものの、関連消費者は、後出願の証明標章を使用した商品が先登録の商標を使用したものと同一の出所であると混同誤認する虞がないため、後出願の証明標章の登録を許可することができる。

混同誤認を生じさせる虞のない案例：

●

南投県鹿谷郷役所は、左に示す証明標章登録を取得し、お茶商品が南投県鹿谷郷で生産されることを証明し、その後南投県鹿谷郷農会は、右に示す商標登録を出願し、お茶、お茶飲料商品に使用することを指定した。両者の図形のいずれにも「鹿谷」の文字があり、且つ商品の出所が鹿谷であることを指し示し得るが、右図における「鹿谷」は、鹿谷郷農会を指し、且つ両者の図形の構図はまったく異なっており、たとえ同一のお茶商品に使用されても、消費者は、右商標を標示した商品が南投県鹿谷郷役所によって証明された商品であると混同誤認しないため、後の商標出願の登録を許可することができる。

2.3.6 その他の事項

出願人が外国において団体商標登録を取得し、わが国において証明標章登録を出願する場合、一般的には、各国は、団体商標に対して団体会員身分を使用者の制限条件とし、証明標章の使用は、会員に限定されず、両者の使用者に対する要求は明らかに異なっている

ため、出願人は、当該団体商標が会員に限定されないことを説明しなければならない。例えば、出願人は、その原産国は、団体商標に対して会員のみが使用可能という制限規定を有しておらず、若しくは原産国は、非団体会員に団体商標の使用が授権されることを許可し、若しくは原産国の法令は、団体商標の授権に対して制限があるが、当該団体商標の非会員に対する授権が主務官庁の許可を得ていること等を説明しなければならず、且つ関連法令又は文書を証拠として提供し、使用規範書には当該出願が証明標章の性質であることを示すことで初めて証明標章登録を取得することができる。

2.4 登録後の事項

2.4.1 使用規範書の補正

証明標章登録が許可された後、標章権者は、使用規範書を補正することができ、例えば、商品に必要な品質基準、標章の使用方法、出願手続き事項等を補正できるが、証明する商品又は役務の範囲を拡大することはできない。使用規範書は、標章の既存及び潜在使用者の利用、消費者が当該標章をもって一定の品質又は特性の商品又は役務を識別する利益に関わるため、補正後の使用規範書は審査されるべきであり、審査の要点は、新規出願の使用規範書の審査と同一であり、許可された後は、当該補正後の使用規範書を商標公報に公告する（商 82V）。

2.4.2 証明標章の使用

証明標章の使用は、標章権者の同意を得た者が証明標章使用規範書に規定される条件基づいて当該証明標章を使用する（商 83）ことを指す。即ち、使用の同意を得た者が、販売の目的のために証明標章を商品又はその包装容器に使用し、若しくは役務提供に関する物品に使用し、若しくは商品又は役務に関する商業文書又は広告等に使用し、若しくはデジタル画像音声、電子メディア、インターネット又はその他の媒介物等により使用し、消費者にそれが証明標章で

あることを十分認識させることができることを言う（商 17 準 5)。証明標章権者自身は、当該標章を標章の証明する商品又は役務に使用することはできないが、証明標章及びそれらの商品又は役務を広く知らしめるために、標章権者は、広告及び販売促進活動において当該証明標章を使用することができる。

産地証明標章登録の取得それ自体では、商品が市場において高い評価を得ることを確保することはできず、標章権者が証明標章及び当該標章の証明する商品を引き続き広く知らしめ、且つ標章使用を確実に管理監督することで、消費者に当該標章を認識させるとともに当該標章の表彰する産地の商品が一定の品質、特性を有することを信用させて初めて産地証明標章の価値が現れる。証明標章権者及び標章使用者も協力しなければならず、産地出所を証明する商品品質の向上に絶えず共同で努めて初めて商品が競争の激しい市場において頭角を現すことができ、しかも時間の経過によって通用する名詞になることはなく、特定地理区域商品を指し示す標示によって初めて保護される意味が生じる。

産地は商品又は役務の説明意味を有し、産地の指す区域範囲内の業者は、通常、証明標章登録出願の前に、当該地、当該商品又は役務の交易慣習に応じて、一定の方法で産地を表示し、標章権者は、商標法から付与された標章権利を取得できるものの、他人が既存の商業交易慣習に応じて誠実で信義に基づく方法でその商品又は役務の産地を表示することを禁止する権利はない（商 84□）。

2.4.3 証明標章の移転、授権及び質権設定

証明標章は、登録がなされた後、他人に使用を移転又は授権してはならないが、もし他人に使用を移転又は授権しても、消費者利益の損害及び公平競争の違反の虞がなければ、商標主務官庁によって許可された後､他人に使用を移転又は授権することができる（商 92)。証明標章の移転又は授権においては、証明標章譲受人又は被授権人の資格及び証明能力、及び当該移転又は授権が消費者利益に損害を

与え、公平競争に違反する虞があるか否かを考量しなければならない。譲受人又は被授権人は、証明しようとする商品又は役務の業務に従事していない旨の声明を行うべきであり、もし証明標章移転によって使用規範書がそれに応じて補正（例えば標章権者の名称、住所等）されなければならない場合は、補正後の使用規範書を別途添付しなければならない。また、標章図形に原標章権者の名称が含まれ、もし移転によって標章図形が標章権者の名称と不一致となると、許可することができず、譲受人は、別の案をもって登録出願するのが望ましい。

移転許可案例：

●

原標章権者は、中華民国対外発展貿易協会であり、経済部の委託を受けて当該協会の名義で標章登録を行い、標章権者となったが、その後当該協会は、当該標章を経済部に移転することを申請し、譲受人が政府機関であって証明標章権者の資格及び証明能力を有し、且つ立場がより超然公正で、さらに信頼性を有し、当該移転による消費者利益の損害及び公正競争の違反の虞がないことを考慮したため、許可した。

●

原標章権者は、財団法人中華民国紡織業拓展会であり、その後当該協会は、当該標章を台湾優質下着連盟に移転することを申請し、譲受人が証明標章権者の資格及び証明能力を有し、且つ消費者利益の損害及び公正競争の違反の虞がないことを考慮したため、許可した。

証明標章は、質権標的物としても使用されてはならない（商 92）。質権の作用は、債権担保にあり、債権者は、債権の返済期限までに返済を受けていない場合、質物を競売にかけ、競売で得られた金額について返済を受けることができるが、証明標章権者には資格、証明能力の制限があり、証明標章権の移転は、商標主務官庁によって許可されて初めて効力が生じるため、証明標章権を質権標的物として使用することは適当ではない。

2.4.4 証明標章の異議、評定（無効審判に相当する）及び廃止（取消審判に相当する）

証明標章の登録が商標法第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、又は第 65 条第 3 項における登録できない事由に違反した場合は、何人であれ登録公告から 3 ヶ月内に、法によって異議を提出することができる（商 94 準 48）。利害関係者又は審査官は、登録公告の日の後、法によってそれに対して申請又は評定の提起を行うことができる（商 94 準 57）。

証明標章の廃止事由は、商標法第 93 条において証明標章について規定される廃止事由、及び商標の廃止事由を含む（商 94 準 63Ⅰ、

Ⅱ）。商標法第 93 条において規定される証明標章の廃止事由は、下記の場合を指す。

1.証明標章を商標として使用した場合：証明標章権者が証明標章を商標として使用し、それをもって自己の商品又は役務を識別した場合、証明標章は、証明された商品又は役務を指し示し区別する機能が失われ、標章権利の存在基盤が失われるため、禁止すべきである。

2.証明標章権者がその証明する商品又は役務の業務に従事した場合：証明標章権者と同業との間に競争関係が存在した場合、標章権者自身も証明する商品又は役務の業務に従事すると、公正、客観の立場が失われやすくなり、当該証明標章管理制御の公平性について疑義が生じるため、廃止事由となる。

3.証明標章権者が当該登録商品又は役務の能力を失った場合：証明標章権者が証明の能力を失った場合は、他人の商品又は役務が使用規範書に規定される条件を満たすことについて証明を引き続き提供することができないため、廃止事由となる。

4.証明標章権者が証明を出願した者に対して差別的な待遇をなした場合：証明標章は、証明する商品又は役務の特定品質、特性等に対して保証機能を有し、証明された商品又は役務は、通常、比較的高い競争力を有し、もし標章権者が出願人に対して差別的待遇をなすと、市場の公平競争に影響を及ぼすため、廃止事由となる。

5.商標法第 92 条の規定に違反し、移転、授権又は質権設定を行った場合：標章権者が商標主務官庁の許可を得ずして標章について移転、授権又は質権設定を行った場合、それらの行為には効力は発生しないが、標章権者の行為に責任が生じるため、廃止事由となる。

6.使用規範書に基づいて使用されていない管理及び監督の場合：証明標章証明機能の維持は、標章権者が使用規範書に基づいて証明標章の使用を管理及び監督することによって成り立ち、標章権者が

当該義務を履行していない場合は、標章の証明機能に損害を与えるため、廃止事由となる。

7.その他の不当な方法の使用によって、他人又は公衆に損害を与える虞のある場合：本号は、概括性質の規定であり、上述の具体的事由のほか、標章がその他の不当な使用方法によって、他人又は公衆に損害を与える場合は、その登録を廃止すことができる。

8.証明標章権者は商標主務官庁によって許可された後、標章の使用を他人に授権することができるが、被授権人が使用規範書に基づいて管理及び監督を行っているか否か、及び被授権人が商標法における証明標章の使用に関する規定に違反しているか否かに対して合理的な注意を払わなければならず、被授権人が前述の行為をなしたことを標章権者が知り、又は知り得ながら、反対の意思表示をしなかった場合は、標章権者の責任に帰するため、廃止事由となる。

3.団体商標

3.1.定義

団体商標とは、法人資格を有する公会（組合）、協会又はその他の団体が、その会員から提供される商品又は役務を指示することにより、非当該団体会員から提供される商品又は役務と互いに区別する標識（商 88I）である。従って、団体商標は、商品又は役務が特定団体会員由来の標識として団体会員の使用のために提供され、また、商品又は役務の品質、地理的出所又はその他の特性に対してさらに要求することができる。

団体は、会員の共同利益を維持するために団体商標権を所有し、団体商標権者は、個別会員の不当使用行為によって団体商標の商業的名声に影響が及ぶことのないように団体商標の使用を管理及び監督しなければならない。団体商標及び商標は、ともに商品又は役務

の商業的出所を指し示すためのものであるが、商標が単一の商業的出所を指し示すのに対し、団体商標は複数の商業的出所を指し示す。団体商標権者は、使用規範書に規定される条件に基づいて団体商標を団体から提供される商品又は役務に使用することができ、団体会員から提供される商品又は役務の販売促進のために広告及びプロモーション活動に団体商標を使用することもできる。

団体商標は、一般団体商標及び産地団体商標に区分され、前者は、商品又は役務が特定団体の会員に由来することを指し示し、後者は、商品又は役務が特定団体の会員に由来することのほか、当該商品又は役務が一定の産地に由来することをも指し示す。産地団体商標の場合、当該地理区域の商品又は役務は、特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならない（商 88Ⅱ）。「当該地理区域の商品又は役務は特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならない」とは、商品又は役務が当該地理環境の要素の有する特性、即ち商品又は役務の品質、名声又はその他の特性が当該地理環境と十分な関連性を有し、例えば、当該地理環境の土壌、気候、風、水質、海抜高度、湿度等に起因した自然要素によるものであり、若しくは現地の伝統的又は特殊な製造過程、産出方法、製造技術等の人文要素と関連性を有することである（本基準の 2.3.3.2（3）参照）。団体商標が使用を指定する商品に備わる特性又は品質は、単純に団体商標権者がその生産製造基準を制定し監督制御を行った結果であり、当該地理環境と関連性を有しない場合は、産地団体商標の定義を満たさず、たとえ商標図形において地理名称又は一定の地理区域を十分指示しうる標識があったとしても、産地団体商標には属せず、一般団体商標に属する（本基準 3.2.3.2 参照）。

一般団体商標の許可案例：

-

自転車、自転車部品、電動自転車、電動自転車部品等の商品に使用することが指定され、社団法人台湾自転車協進会が登録を取得したものであり、会員が前記商品に使用するために提供される。

-

素肉（ベジタリアン用の豆で作った肉）、素肉の田麩、人工肉、豆腐、豆皮、豆乾（押し豆腐）等の商品に使用することが指定され、社団法人台湾素食推進協会が登録を取得したものであり、会員が前記商品に使用するために提供される。

-

保険役務、保険会社、保険エージェント、保険仲介、保険代理人、保険公証人、保険精算役務、保険コンサルティング、保険情報等の役務に使用することが指定され、社団法人中華保険及び理財企画人員協会が登録を取得したものであり、会員が前記役務に使用するために提供される。

一般団体商標（地名含む）の許可案例：

●

新鮮なパイナップルに使用することが指定され、屏東県農会が登録を取得したものである。団体商標において「PINGTUNG」の文字が含まれているが、指定商品（新鮮なパイナップル）の品質、名声又はその他の特性が地理環境と関連性を有しないため、一般団体商標である。

●

非生鮮水産、冷凍水産肉、冷凍海産肉、魚の切り身、魚肉製品、魚肉ブロック、刺身等の商品に使用することが指定され、台湾鯛協会が登録を取得したものである。団体商標において「TAIWAN」及び台湾図形が含まれているが、指定商品の品質、名声又はその他の特性が地理環境と関連性を有しないため、一般団体商標である。

●

新鮮果物、新鮮野菜、花卉、種苗、稲等の商品に使用することが

指定され、台湾安全高品質農業推進協会が登録を取得したものである。団体商標において「TAIWAN」の文字が含まれているが、指定商品の品質、名声又はその他の特性が地理環境と関連性を有しないため、一般団体商標である。

●

足裏マッサージ、マッサージ、芳香療法の治療、民間療法の診療等の役務に使用することが指定され、台中市足部反射療法従業人員職業工会が登録を取得したものである。団体商標において「台中市」、「Taichung」の文字が含まれているが、指定商品の品質、名声又はその他の特性が地理環境と関連性を有せず、単に役務の提供地が台中であることを説明するためのものに過ぎないため、一般団体商標である。

産地団体商標の許可案例：

●

屏東県枋山郷で生産されたマンゴーに使用することが指定されている。枋山マンゴーの品質、特性と地理環境との関連性は、屏東県枋山郷の地形が長細く、山を背に海に面し、日差しも充分な台湾最南端のマンゴー産地であり、早朝 5 時には日照し、日照時間はその他の区域よりも長く、昼の平均気温が 30℃にも達し、また平均温度

が他のマンゴー産地よりも高いことから、近辺の地域と比べ 15～30 日も早く収穫できるため、枋山マンゴーは走り物となることができる。また、枋山エリアは一年中台湾海峡からの海風を受け、海風にはマンゴーの木が最も必要とする微量元素及び鉱物質が含まれている。マンゴーが美味しく仕上がるためには、実を結ぶときには雨水が少なく、日照が十分で、温度が高いことが必要とされ、枋山郷はちょうどこれらの利点を有しており、乾燥したチヌック風、排水良好な土質に加えて、熱い気候のため、枋山マンゴーは、外側が赤く内側が黄色であり、香りが甘く美味である。

●

桃園県復興郷行政管轄区内の拉拉山の海抜 1000 メートル以上の農地で生産製造されたお茶に使用することが指定される。拉拉山高山茶の品質、特性と地理環境との関連性は、復興郷の地勢が高く、緯度が高く、気候が冷涼であり、一年中雲や霧に覆われ、昼夜の温度差が 10 度以上にも達し、林相の保持が完全で、土壌が石礫土であり、土壌が肥沃で、排水性がよく、木の葉の育成及び成長に適していることが含まれる。従って、復興郷で栽培されたお茶は泥臭さがなく、香味が香ばしく、滋味が甘く、口に残る余韻が強く且つ苦み渋みがなく、葉葉が肥厚で、ペクチン質が濃く、入れた茶の水質が甘くて柔らかく、茶の香りには特殊な花の香り及び果物の香りが漂っている。

産地団体商標及び産地証明標章は、ともに産地名称を保護するために用いることができるが、証明標章出願人は、その地位の中立及び証明の公正性を確保するために、標章の証明する商品又は役務提

供者から独立した第三者でなければならず、証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならない。産地団体商標出願人は、通常、商品又は役務生産者から構成される団体であり、団体の宗旨は、当該産地生産者（会員）の共同利益を維持し高めることにあり、会員は、団体に従属し、団体は、指定商品又は役務の提供者であってもよい。また、産地証明標章出願人は、非法人団体であってもよい。産地団体商標出願人は、法人資格を有する団体に限られる。従って、産地名称の保護について、出願人は、その身分及びその標識使用の制御方法を考慮して適切な保護メカニズムを選択しなければならない。

3.2 出願の審査

団体商標登録を出願するには、出願書類を用意し、出願人、商標図形及び指定商品又は役務を明記しなければならない（商 94 準 19I）。出願書類には指定する商品又は役務類別及び名称を記載しなければならず、産地団体商標登録を出願する者は、指定商品又は役務名称を記載する際に、産地の限定する地理区域範囲、例えば「〇〇県〇〇郷で生産されるお茶」を記載しなければならない。産地団体商標によって指し示される産地の商品又は役務の有する特定品質、名声又はその他の特性は、地理環境と関連性を有しなければならず、一つの地理区域におけるて特殊な自然又は人文要素が通常特定の商品又は役務の育成に適しているため、原則的には産地団体商標は、単一の具体的な商品又は役務を証明するのに用いられる（例えば「お茶」、「米」、「芋」、「麺線（素麺）」といった商品等）。しかし、例外として、産地団体商標は、概括種類の商品を指定することができる（例えば「水産品」）。

また、出願人は、登録を取得するために、団体商標使用規範書を添付しなければならず（商 89I）、団体商標は識別性を有しなければならず且つその他登録できない事由が存在してはならない（商 94 準 29、30）。定義、出願人、使用規範書、団体商標識別性、その他登録できない事由の審査について、以下、個別に説明する。

3.2.1 団体商標定義を満たすか否か

団体商標は、団体会員から提供される商品又は役務を指し示すことにより、非当該団体会員から提供される商品又は役務と区別するのに用いられる標識である。従って、標識が会員の使用のために提供されるのではなく、若しくは標識がその商業的出所を指し示すために商品又は役務に使用されるのではなければ、団体商標に属さない。また、産地団体商標は、会員から提供される商品又は役務が一定の産地に由来することを指し示し、当該地理区域の商品又は役務は、特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならず、それらの特性は、地理環境と関連性を有しなければならない（本基準 3.1 参照）。

登録を出願する団体商標には地名が含まれているが、産地団体商標の定義を満たしていない場合は、個別の案件に応じて一般団体商標又はその他の種類の商標の出願であるか否かを考慮しなければならない。ただし、団体商標出願書類はその他の種類の商標出願書類とは大きく異なるため、出願人は、正しい出願書類を添付し、正しい種類の商標出願日要件を有する日を出願日としなければならず、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後も依然として産地団体標章の定義を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I)。

3.2.2 出願人の資格及び代表性

団体商標出願人は、法人資格を有する公会（組合）、協会又はその他の団体でなければならない（商 88I）。民間団体が単に民間団体法に基づいて主務官庁の許可により立案されたものである場合、法人資格を有しないため、法に基づいて該当する地方裁判所に対し法人登記をして初めて法人資格を取得することができる。従って、出願人は、法に基づいて該当する地方裁判所に対して法人登記をし

た法人登記証書を添付しなければならない。農会法、漁会法、合作社法、商業団体法、工業団体法、教育会法によって設立された農会、漁会、合作社、公会、教育会等の団体は、それぞれの当該法規によって設立された際に法人資格を有したため、出願人は、立案証明書等の証明書類だけを添付すればよい。

団体商標は、団体によって会員が使用するために提供されるものであるため、出願人は、「人」を集合体とする公会、協会又はその他の団体でなければならない。財団法人は、「財産」を集合体としており、会社は営利性社団法人であるが、会社は自己を営業主体とし、個別株主名義で対外営業行為を行うわけではないため、団体商標をもって団体会員から提供される商品又は役務を指し示す必要はなく、自然人は、権利能力を有するが、「公会、協会又はその他の団体」ではない。従って、これら三者はともに適格な団体商標出願人ではない。

産地団体商標の機能は、会員商品が一定の産地に由来することを指し示しことにあり、出願人は、当該地名の出願に対して代表性を有しなければならない（商 91 準 82Ⅱ）。「代表性」とは、特定の地理区域内において、当該区域を代表して指定商品又は役務に従事する業者の地位を有することを指す。出願人の代表性は、出願人成立の時間、当該地区において熟知される程度、当該地区において制御可能な業者割合及び出願人の当該地区製品の品質、特性、生産状況、技術事項、生産製造業者等の情報に通じている程度から判断することができ、出願人の代表性に対して疑義がある場合は、商品又は役務中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる（商 91 準 82Ⅱ）。

産地が歴史上自然及び人文要素によって形成された特定地理区域である可能性があるため、産地団体商標の産地は、2 つ以上の人為行政区画に跨る可能性があり、もし同一の産地に複数の法人、団体があっていずれも一部の業者しか代表できない場合は、それらの法人、団体は、出願を共同で提出し、若しくは協議統合を行い、その

うちの一方又は一部が出願を提出することができる。

外国の産地をもって産地団体商標を出願する場合、もし外国法人、団体又は登録を出願した際に当該産地団体商標がその名義でその原産国において保護される証明書類を添付した場合は、出願人が証明能力を有すると認定することができる（商 91 準 82Ⅲ）。

出願人の資格及び代表性に疑義があり、出願人に補正を通知した後、期限を過ぎても補正せず、又は補正が審査された後も、依然として出願人の資格を満たしておらず、若しくはそれが証明能力を有すると認定することができない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

不受理案例：

- 「財団法人〇〇観光協会」による団体商標登録の出願について、財団法人は、法人資格を有するが、それが「財産」を集合体とするものであり、団体会員が存在せず、適格な出願人ではないため、受理しないものとする。
- 「〇〇化粧品国際有限会社」による団体商標登録の出願について、会社は、自己を営業主体とし、個別株主の名義で対外営業行為を行うわけではなく、団体商標をもって団体会員から提供される商品又は役務を指し示す必要がなく、適格な出願人ではないため、受理しないものとする。
- 「〇〇生産販売班」による団体商標登録の出願について、生産販売班は、法人格を有しないため、受理しないものとする。

3.2.3 使用規範書

使用規範書は、団体商標の使用を管理制御するための根拠であり、団体商標の利害関係者（例えば潜在使用者）及び公衆が標章使用の関連規定を容易に取得し理解できるように、商標法において、出願人が添付すべき団体商標使用規範書（商 89I）、使用規範書に明記

すべき事項（商 89Ⅱ）、及び使用規範書の公告（商 89IV）について明確に規定されている。従って、団体商標が登録される際に、使用規範書が商標公報に公告され、使用規範書が外国語である場合、出願人は、中国語訳を添付し、若しくは使用規範書に記載すべき事項の抄訳を添付しなければならず、中国語訳又は抄訳を併せて公告しなければならない。出願手続きにおいて、出願人は、使用規範書を補正することができるが、団体商標の指定する商品又は役務範囲を拡張することはできない。

出願人が添付した使用規範書に対して、原則的にはその記載事項について形式審査を行い、審査され疑義があると認められた場合、商品又は役務の中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる。出願人が使用規範書を添付せず、若しくは使用規範書に欠落があり、出願人に補正を通知した後、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後も、依然として規定を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

使用規範書には、会員の資格、団体商標使用の条件、団体商標を管理及び監督する方法、及び規範違反の処理規定等の事項を記載しなければならず、団体商標の使用に関するその他の事項があれば、使用規範書に記載することができる。以下、個別に説明する。

3.2.3.1 会員の資格

使用規範書には、団体商標の潜在使用者が当該団体への加入条件を理解できるように、会員の資格を記載しなければならない。例えば、入会申請の資格条件として、かつての住所又は営業所、経営業務、技術能力等が挙げられる。審査において、出願人によって添付された組織規程から当該団体会員になる資格条件を知ることができるようにしなければならない。

産地団体商標は、産地を指し示す性質を有し、当該産地地理区域範囲内の業者は、その商品又は役務が使用規範書に規定される使用条件を満たし、且つ当該業者が団体会員になる資格を有した場合、

当該団体に加入し、当該団体商標を利用する機会を得ることができることとする。本項目においては地理区域限定範囲内の者を明確に記載しなければならず、その商品又は役務及び資格が使用規範書の要件を満たした場合、産地団体商標権者は、業者が当該産地団体商標を公平に利用する権益を保障するために、それが会員になることに同意しなければならない（商 89Ⅲ）。

3.2.3.2 団体商標の使用条件

団体商標使用の条件は、一般団体商標と産地団体商標とにおいて差異が大きいため、審査の参考のために、以下、個別に説明する。

1.一般団体商標

団体商標使用者は会員資格を有しなければならず、団体商標の使用条件は、会員資格を有した者であり、即ち各会員が団体商標を使用することができる。若しくは団体性質、成立趣旨及び団体商標登録出願の目的に応じて、出願人は、団体商標の使用条件を別途に追加修正することができる。例えば会員は、一般団体会員資格のほか、特定の資格、能力を有する必要があり、若しくは会員の商品又は役務は、一定の条件を満たさなければ、当該団体商標を使用することができず、追加修正された条件を満たして初めて会員は団体商標を使用することができる。条件の記載は、何人であれ使用規範書から当該団体商標の使用に必要な条件を理解できるように明晰、明確になされなければならず、定められた原料、製造方法、生産方法、品質又はその他の特性の基準における内容が煩雑である場合は、別添資料で示すことができる。

団体商標権者は、団体商標の使用方法に対して関連規範を設ける場合は、本項目において明確に記載しなければならず、例えば団体商標が商品又は包装に標示される位置、商標図形の大きさ等が挙げられる。また、団体商標の出願又は使用について費用を支払わなければならない場合は、本項目において費用に関して記載しなければ

ならない。

2.産地団体商標

商品又は役務が特定産地に由来することは、産地団体商標使用における必要条件であり、また、出願人は、本項目において商品又は役務の有する特定品質、名声又はその他の特性（商 88Ⅱ）、及びそれらの特性と地理環境との関連性を説明しなければならない。出願人が団体商標の標示方法に対して規範を有するか、若しくは出願又は団体商標使用について費用を徴収する場合は、本項目において明記しなければならない。

（1）限定される区域範囲

使用規範書には産地団体商標の指示する産地の区域範囲を記載しなければならず、当該範囲が県、市、郷、鎮等の行政区画所轄区域に該当する場合は、出願人は、行政区画で表示することができる。既存の行政区画では産地の区域範囲を限定することが容易ではない場合は、出願人は、特定地理区域概念を有する地理名称で表示することができる。

許可案例：

-

  指定する商品は、臺南市麻豆区で生産される文旦であり、既存の行政区画に属する。

（2）商品又は役務の有する特定品質、名声又はその他の特性

産地団体商標の指定する地理区域の商品又は役務は、特定品質、名声又はその他の特性を有しなければならない。品質とは、客観的に識別可能な物理特性のことを指し、例えば果物の甘さ及び果粒の重さが挙げられる。名声とは、消費者にとって、商品の所有する名声と地理区域との結びつき、例えばある商品に言及すると、消費者がすぐある産地を連想し、当該商品が当該産地と名声の結びつきを有することを指す。その他の特性については、色、生地、匂い等を含む。一般に、品質は、商品又は役務が好まれる特性を指し、名声は、商品又は役務が知られる程度を表すが、色、生地、匂い等その他の特性は、消費者に好まれるとは限らず、消費者にとっては、中性ないしマイナス印象である可能性がある（例えばブルーチーズ及び臭豆腐の気味）。

商品又は役務が一定の品質又は特性を有するように、出願人は、商品又は役務、若しくはその原料、製造方法、生産方法等が一定の基準を満たすことを要求することができる。例えば米食味値、水産品の薬物残留基準及び保存条件、お茶の官能品質及び製造方法等について関連基準を具体的に記載しなければならない。

出願人は、商品又は役務が名声を有することを主張する場合、当該産地が指定商品又は役務において知名度を有することを示す資料を添付しなければならず、例えば新聞、雑誌、放送局等のメディアの報道、コンテストでの受賞記録、商品又は役務の販売広告又はプロモーション活動等の資料が挙げられる。ネットワーク上のディスカッションも考量に入れることができるが、その正確性及び客観性に留意しなければならない。

許可案例：

-

  枋山マンゴーに関する特定品質又はその他の特性に対する要求は、①外観：果物外形が均一で、表面が清潔で、外観が端正で畸形がなく、病虫害がない、②成熟度：果実成熟度は 90%以上に達する必要がある、③甘さ：13 度以上に達する、④重量：300 グラム以上、⑤「薬品安全使用規範」の要件を満たし、且つ⑥「吉園圃安全野菜及び果物標章」を取得し、若しくは「生産販売履歴検証」にパスする。

（3）地理環境との関連性

商品又は役務の特定品質、名声又はその他の特性と地理環境との「関連性」は、当該地理環境における自然又は人文要素との関連性を含む。例えば、商品の品質、名声又はその他の特性は、主に当該地理環境の土壌、気候、風、水質、海抜高度、湿度等に起因した自然要素によるものであり、若しくは現地の伝統的又は特殊な製造過程、産出方法、製造技術等の人文要素と関連性を有するものが該当する（本基準 2.3.3.2（3）参照）。

許可案例：

-

台中市大甲区で生産される芋に使用される。芋の品質、特性と地理環境との関連性としては、芋は高温多湿の気候を好み、成長期において 20° 以上が必要であり、有機質が豊富で保水力が強い土壌又は粘質土壌において根圏での発育が促進され、植物体が健康となり、品質もよくなることを含む。大甲地区は、亜熱帯気候に属し、年平均温度が 21℃で、年間平均降雨量が 1,600 ミリメートルで、平均湿度が 80%で、芋の成長特性に適合し、加えて無汚染の質の良い大甲渓、大安渓の 2 つの渓水原からの潅漑湿潤により、2 つの渓の上流から質厚肥沃の沖積土壌がもたらされ、大甲芋の最適な成長環境が形成されるに至った。大甲芋は、採集条件として栽培期間が 10 ヶ月以上でなければならず、長時間熟成されなければ、大甲芋特有の芋の香り及び品質を生み出すことはできない。

- 金門酒糟牛肉

金門県で生産される牛肉、ビーフステーキ、ビーフジャーキー、牛肉田麩等の商品に使用される。指定商品の品質、特性と地理環境との関連性としては、金門県は、亜熱帯海洋気候に属し、降雨量は 4 月から 9 月までが多く、年間平均降雨量が 1049.4 ミリメートルで、その自然条件が干ばつに強い高粱の植付けに適し、高粱酒が金門県最大の生産物で、酒生産による残り物「高粱酒かす」の日産量が約 200 トンであることを含む。金門は地勢が牧畜業に適しているため、高粱酒かすを飼料とし、酒かすの酵素及び成分によって、牛肉が独特な口当たり及び気味を有する。高粱酒かすを用いて飼育された牛の肉は油が多く、市販の類似部位の牛肉と比較すると、色が鮮紅で、大理石紋が明らかで、且つ pH 値が約 5.56～5.66 と低くなっている。

（4）団体商標使用の方法及び費用徴収規定

団体商標権者は、団体商標の使用方法に対して関連規範を設ける場合は、本項目において明確に記載しなければならず、例えば団体商標が商品又は包装に標示される位置、標章図形の大きさ等が挙げられる。また、団体商標の出願又は使用に費用を支払わなければならない場合は、本項目において費用に関して記載しなければならない。

3.2.3.3 団体商標使用を管理及び監督する方法

団体商標の使用を管理及び監督する方法は､団体商標権者による、団体商標の使用に対する具体的な管理監督方法、及び関連作業フロー規定を指し、例えば生産環境に対する検査、半製品又は製品に対して実施される定期又は不定期の検証手続き、市場に流れる製品に対する抜き取り検査等が挙げられ、これによって団体商標の使用の管理及び監督を明文化する。

3.2.3.4 規範違反の処理規定

団体及び会員は、団体商標を使用する権利を所有するとともに、使用規範書の規定に基づいて使用する義務を果たさなければならない。使用規範書には、団体及び会員が遵守できるように使用規範違反の処理規定を記載しなければならない。例えば、団体商標の使用が使用規範又はその他の法律規定に違反した場合は、状況の軽重に応じて期限までの改正の要求、使用中止、又は会員資格の取り下げ等の処理方法が挙げられる。

3.2.4 識別性

団体商標の識別性は、会員から提供される商品又は役務を指し示し、非当該団体会員から提供される商品又は役務と互いに区別できる特性である。従って、識別性の判断は、団体商標と指定商品又は役務との関係を基に行わなければならない。識別性の判断、後天的

識別性の取得、及び専用権放棄の声明の場合に関しては、その性質に応じて商標法第 29 条における商標識別性に関する規定を準用し、その審査は、「商標識別性審査基準」及び「専用権放棄声明審査基準」を準用する。

3.2.4.1 一般団体商標

一般団体商標が単に証明する商品又は役務を記述した関連説明、通用標章又は名称、若しくは識別性を有しないその他の標識からなるものであれば、識別性を有しない登録できない事由に属する（商 94 準 29I）ため、却下すべきである（商 94 準 31I）。

却下案例：

-

餅、中秋月餅、パイナップルケーキ、喜餅（婚礼引出物用菓子折り）等の商品に使用することが指定される。「護国庇民」は、祝福用語であり、指定商品に使用された場合それらの商品が出願人の会員由来であることを識別できないため、却下した。

-

動物医療役務に使用することが指定される。猫、犬は、わが国の国民に一番よく飼われているペットであり、119 は、緊急医療の必要があった場合、救急支援を求める電話番号であり、指定役務が動物緊急医療役務であるという説明に用いられることが識別性を有しないため、却下した。

一般団体商標における地理名称は、単なる産地説明の意味のみを有し、一般団体商標権者が商標図形における地理名称について他人

が使用する権利を排除できたと誤認することを回避するために、一般団体商標において地理名称が含まれている場合は、団体商標権利範囲に疑義が生じる虞のあることに属し、専用権放棄の声明を行って初めて登録を取得することができる（商 94 準 29Ⅲ）。一般団体商標において産地名称以外の説明性事項、通用標章／名称又はその他識別性を有しない事項に関して専用権放棄の声明を行うか否かについては、「専用権放棄声明審査基準」の規定を準用する。

許可案例：

-

羊肉商品に使用され、中華民国養羊協会が登録を取得したものである。台湾地理区域で生産される羊肉商品の品質、名声又はその他の特性は、地理環境と関連性を有せず、一般団体商標に属する。商標図形における「TAIWAN FRESH GOAT MEAT」は、識別性を有しない文字であり、団体商標権利範囲に疑義を生じさせる虞のある部分に属するため、専用権放棄の声明を行うべきである。

-

紡織用紗及び線、布生地等の商品に使用され、スイス TVS 紡織連合会が登録を取得したものであり、スイス地理区域に生産される紡織用紗及び線、布生地等商品の品質、名声又はその他の特性は、地理環境と関連性を有せず、一般団体商標に属する。商標図形における「SWISS COTTON」は、識別性を有しない文字であり、団体商標権利範囲に疑義を生じさせる虞のある部分であり、専用権放棄の声明を行うべきである。

3.2.4.2 産地団体商標

産地団体商標の識別性は、団体会員の商品又は役務の地理的出所を指し示すものであり、非当該団体会員の商品又は役務と区別できる特性であるため、一般の消費者は、産地団体商標をもって産地を識別するほか、当該団体商標により、非当該団体会員から提供される商品又は役務と区別することができる。

産地団体商標が、当該地理区域由来の商品又は役務を非当該地理区域から由来すると区別することができることは、産地団体商標の指し示す産地の特殊性に基づくものであり、商標法においては、産地団体商標に対する識別性、及び産地名称における専用権放棄の声明について特に規定されている（91 準 84I）。商標登録出願の場合、商標が単に指定される商品又は役務を記述した産地のみからなるとすると、審査の際、通常、当該商標が識別性を有しないことをもって却下する（商 29I①）が、産地団体商標の場合、産地団体商標の重要な機能は、産地を指し示すことにあり、産地団体商標が単に指定される商品又は役務を記述した産地名称のみからなり、識別性を有しないことをもってその登録を却下してはならない。産地名称が団体商標図形の一部であり、団体商標全体が識別性を有する場合でも、当該部分が商品又は役務産地の説明であり、団体商標権利範囲に疑義を生じさせる虞があることをもって、出願人に専用権放棄の声明を行うように要求することができないため、産地団体商標の産地名称には、商標法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定が適用されない。ただし、産地団体商標に産地名称以外の説明事項が含まれ、通用標章／名称又はその他識別性を有しない事項について専用権放棄の声明を行うか否かは、「専用権放棄の声明審査基準」の規定を準用しなければならない。

農産品の交易慣習において、「産地名称+商品名称」を商品産地として説明することはよくあり、例えば「雲林木瓜」は、単に当該木瓜（パパイヤ）が雲林産地由来である意味のみを表彰するためのものである。従って、出願人が単なる「産地名称+商品名称」標章

図形をもって産地団体商標登録を取得した場合、その同意を得ていない者が「産地名称+商品名称」を商標として使用した場合は、権利侵害主張の可否又は合理的な使用であるか否かの懸念が生じることになる。当該地理区域内における団体及び非団体会員の商品間の差異を明確に識別するために、団体商標権者は、使用規範書において団体商標標示の位置、様式及びその商品包装の配色等の使用条件を追加修正することにより、実際の使用時に十分区別できるようにすることができる。上述した懸念を解決するために、出願時には「産地名称+商品名称」のほか、標章図形に識別性を有するその他の図形又は文字を追加し、特に産地団体標章としての標識性をはっきりさせた文字を掲示して（2.3.4「北埔膨風茶」の案例を参照のこと。）商標の識別性を高めることが好ましく、これにより、産地団体商標権利の維持に役立てることができる。

許可案例：

-

「産地名称（大甲）＋商品名称（芋）」のほか、標章図形には識別性を有する図形がさらに含まれている。

-

「産地名称（枋山）+商品名称（マンゴー）」のほか、標章図形には、識別性を有する図形がさらに含まれている。

産地名称が一般の消費者にとって特定製造方法、風味又は料理方法の意味であるために、「産地名称」又は「産地名称+商品名称」が商品産地以外の説明又は通用名称となり（例えば「樓蘭煉瓦」及び「紹興酒」がすでに商品の通用名称となっている等）、それをもって産地団体商標として出願した場合は、識別性を有しないため登録の取得ができなくなる。商品産地以外の説明又は通用名称であるか否かに疑義がある場合は、中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる。

3.2.5 その他登録できない事由

団体商標の出願においては、商標法第 30 条及び第 65 条第 3 項の登録できない事由（商 94 準 30、65Ⅲ）が存在してはならず、混同誤認を生じさせる虞に関する判断及び著名標章の保護については、「混同誤認を生じさせる虞に関する審査基準」、「商標法第 30 条第 1 項第 11 号著名商標保護審査基準」の規定を準用しなければならない。以下、実務においてよく見られる登録できない事由について、関連する審査原則を説明する。

3.2.5.1 公衆に商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認誤信を生じさせる虞がある

一般団体商標図形に、指定商品又は役務性質、品質等の特性の記述が含まれるが、団体商標使用の条件に合わせて観察した結果、当該記述が事実ではなく、且つ消費者が当該記述が真実であると信じる可能性があり、その購買意欲に影響を与える場合は、公衆に商品又は役務の性質、品質について誤認誤信を生じさせる虞のあること（商 94 準 30 I ⑧）に属するため、却下すべきである（商 94 準 31I）。例えば、標章図形に「純リュウガン蜜 100%」が含まれているが、団体商標の使用条件を見たところ、純リュウガン蜜 100%ではないものも当該団体商標を使用することができる場合は、当該団体商標が消費者に当該団体商標が標示された商品が特定性質を有するこ

とについて誤認誤信を生じさせる虞のあることに属する。ただし、商標図形から公衆に商品又は役務の性質、品質について誤認誤信を生じさせる虞のある部分を削除した場合は、商標の実質的変更とならないため、出願人に当該部分を削除するように要求してから登録を許可することができる（商 94 準 23）。

産地団体商標は、その会員の商品又は役務が特定産地に由来し、且つ産地団体商標の使用条件を満たすことを指し示すためのものである故、通常、公衆に商品又は役務の産地について誤認誤信を生じさせる虞のあることが発生することはない。しかし、産地団体商標図形に指定商品又は役務の品質、性質等の特性の記述が含まれている場合は、公衆に商品又は役務の品質、性質について誤認誤信を生じさせる虞があるか否かは、前記方法に基づいて判断しなければならない。

3.2.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある

登録出願された団体商標が先登録又は先出願の商標、団体商標又は証明標章と同一又は類似し、且つ前者の指定する商品又は役務が後者の指定又は証明する商品又は役務と同一又は類似した場合は、関連消費者をして、後出願の団体商標の指定する商品又は役務が先登録又は先出願の商標又は証明標章権者の商品又は役務と同一であり、若しくは同一ではないが関連する出所があるとの誤認を生じさせる可能性があり、若しくは消費者をして、後出願の団体商標の商品又は役務が先行証明標章権者に証明された商品又は役務であり、若しくは後の団体商標出願者と先行証明標章権者との間に関係企業、授権関係、加盟関係又はその他の関連関係があるとの誤認を生じさせる可能性があり、登録が出願される団体商標は、関連消費者に混同誤認を生じさせる虞のあることに属する（商 94 準 30I⑩）ため、却下すべきである（商 94 準 31I）。混同誤認の判断については、「混同誤認の虞」に関する審査基準を準用しなければならない。

産地団体標章図形において、通常、地名又は特定地理区域を十分指し示しうる標識が含まれており、団体商標の商標又は証明標章との類似の判断において、単に 2 つの図形に同一の地名が含まれ、若しくは含まれた標識が観念上同一の地理的出所を指し示すからといって、2 つの図形が類似すると認めることはできず、団体商標が商標又は証明標章と類似するか否かは、図形全体について観察しなければならず、これは、商標間が類似するか否かの判断とは異なっていない。

混同誤認を生じさせる虞のない案例：

-

左図は、先登録の商標であり、新鮮な果物等の商品に使用することが指定される。その後屏東県枋山地区農会は、右の標識を産地団体商標として登録出願し、商品が屏東県枋山地区農会で生産されるマンゴーであることを指定した。2 つの図形のいずれにも産地の「枋山」の文字が表示されているが、更にその他の図形及び文字が含まれ、類似程度が極めて低く、同一のマンゴー商品に使用されるが、関連消費者は、後出願の団体商標が標示された商品が、先登録の商標が標示された商品と同一であり若しくは関連する出所を有すると混同誤認する虞がないため、後出願の団体商標の登録を許可することができる。

麻豆文旦

●

台南市麻豆区農会は、左に示す団体商標登録を取得し、台南県麻豆鎮で生産される文旦商品に使用することを指定した。その後他の者が右に示す商標登録を出願し、麻豆文旦商品に使用することを指定した。2 つの図形のいずれにも「麻豆」の文字があり、いずれも指示商品の所在地が麻豆であることを指し示すが、後出願の商標が十分識別し得る文字及び図形を有するため、たとえ同一の麻豆文旦商品に使用されても、消費者は、右商標を標示した商品が麻豆区農会会員から提供された商品であると混同誤認しないため、後の商標出願の登録を許可することができる。

3.2.6 その他の事項

出願人が外国において証明標章又は商標登録を取得し、わが国において団体商標登録を出願する場合、一般的には、各国は、団体商標に対して団体会員身分を使用者の制限条件とし、証明標章の使用は、会員に限定されず、両者の使用者に対する要求は明らかに異なっている。そのため、出願人は、その原産国での使用の情況を説明しなければならず、且つ法的根拠を証拠として提供し、使用規範書には当該出願が団体商標の性質であることを示すことで初めて証明標章登録を取得することができる。

3.3 登録後の事項

3.3.1 使用規範書の補正

団体商標登録が許可された後、団体商標権者は、使用規範書を補正することができ、例えば、商品に必要な品質基準、団体商標を管

理及び監督する使用方法等が挙げられるが、指定商品又は役務の範囲を拡大することはできない。使用規範書は、既存及び潜在団体会員による団体商標の利用、及び消費者が当該団体商標をもって商品又は役務を識別する利益に関わるため、補正後の使用規範書に対しては審査すべきであり、審査の要点は、新規出願使用規範書の審査と同一であり、許可された後、補正後の使用規範書を商標公報に公告する（商 89IV）。

3.3.2 団体商標の使用

団体商標の使用は、団体又はその会員が団体商標使用規範書に規定される条件に基づいて当該団体商標を使用することを指す（商 90）。即ち、団体又はその会員は、販売の目的のために、団体商標を商品又はその包装容器に使用し、若しくは役務提供に関する物品に使用し、若しくは商品又は役務に関する商業文書又は広告等に使用し、若しくはデジタル画像音声、電子メディア、インターネット又はその他の媒介物等により使用し、消費者にそれが団体商標であることを十分認識させることができることを言う（商 17 準 5）。団体商標権者は、団体商標及び団体会員が提供する商品又は役務の推進のために、広告及び販売促進活動において団体商標を使用することができる。団体商標権者は、団体商標を指定の商品又は役務に使用することができるが、団体商標の機能は団体会員が提供する商品又は役務を指示することにあることを考慮し、団体が団体商標を登録した目的は自身による当該標識の使用にあるのではなく、団体会員による使用に提供するものである。よって団体商標の使用は関連する消費者にそれが団体商標であると認識させるに足るものでなければならない。

産地は商品又は役務の説明意味を有し、産地の指す区域範囲内の業者は、通常、団体商標登録出願の前に、当該地、当該商品又は役務の交易慣習に応じて、一定の方法で産地を標示し、団体商標権者は、商標法によって付与された団体商標権利を取得できるものの、他人が既存の商業交易慣習に応じて誠実で信義に基づく方法でその

商品又は役務の産地を表示することを禁止する権利はない（商 91 準 84Ⅱ）。

3.3.3 団体商標の移転、授権及び質権設定

団体商標は、登録がなされた後、他人に使用を移転又は授権してはならないが、もし他人に使用を移転又は授権しても、消費者利益の損害及び公平競争の違反の虞がなければ、商標主務官庁によって許可された後、他人に使用を移転又は授権することができる（商 92）。団体商標の移転又は授権においては、譲受人又は被授権人の資格及び代表性、及び当該移転又は授権が消費者利益に損害を与え、公平競争に違反する虞があるか否かを考量しなければならない。団体商標移転によって使用規範書がそれに応じて補正（例えば団体商標権者の名称、住所等）されなければならない場合は、補正後の使用規範書を別途添付しなければならない。また、団体商標図形に団体商標権者の名称が含まれ、もし移転によって団体商標図形が商標権者の名称と不一致となると、許可することができず、譲受人は、別の案をもって登録出願するのが望ましい。

団体商標は、質権標的物としても使用されてはならない（商 92）。質権の作用は、債権担保にあり、債権者は、債権の返済期限までに返済を受けていない場合、質物を競売にかけ、競売で得られた金額について返済を受けることができるが、団体商標権者には資格、代表性の制限があり、団体商標権の移転は、商標主務官庁によって許可されて初めて効力が生じるため、団体商標権を質権標的物として使用することは適当ではない。

3.3.4 団体商標の異議、評定及び廃止

団体商標の登録が商標法第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、又は第 65 条第 3 項における登録できない事由に違反した場合は、何人であれ登録公告から 3 ヶ月内に、法によって異議を提出することができる（商 94 準 48）。利害関係者又は審査官は、登録公告の日の後、

法によってそれに対して申請又は評定の提起を行うことができる（商 94 準 57）。

団体商標の廃止事由は、商標法第 93 条において団体商標に適用する廃止事由、及び商標の廃止事由を含む（商 94 準 63Ⅰ、Ⅱ）。商標法第 93 条に規定される団体商標の廃止事由は、下記の場合を指す。

1.商標法第 92 条の規定に違反し、移転、授権又は質権設定を行った場合：団体商標権者が商標主務官庁の許可を得ずして団体商標について移転、授権又は質権設定を行った場合、それらの行為には効力は発生しないが、団体商標権者の行為には法的責任が生じるため、廃止事由となる。

2.使用規範書に基づいて使用されていない管理及び監督の場合：団体商標は、主に団体会員の使用のために提供されるものであり、会員の共同利益を維持するために、団体商標権者は、団体商標の使用を管理及び監督しなければならない。また、産地団体商標の場合、団体商標権者が適切な管理及び監督を行っていない場合、当該団体商標の名誉に損害を与える虞があり、且つ消費者が当該団体商標をもって特定産地を識別する利益にも影響を及ぼすこととなる。また、地理区域範囲内の者の資格及びその商品又は役務が使用規範書に規定される条件を満たしているにもかかわらず、産地団体商標権者がそれが会員になることを拒否した場合も、他人の利益に影響を及ぼすため、法によって団体商標の登録を廃止すことができる。

3.その他の不当な方法の使用によって、他人又は公衆に損害を与える虞のある場合：本号は、概括性質の規定であり、上述の具体的事由のほか、団体商標がその他の不当な使用方法によって、他人又は公衆に損害を与える場合は、その登録を廃止すことができる。

4.団体商標権者は、商標主務官庁によって許可された後、団体商標の使用を他人に授権することができるが、被授権人が使用規範書

に基づいて管理及び監督を行っているか否か、及び被授権人が商標法における団体商標使用の規定に違反しているか否かに対して合理的な注意を払わなければならず、被授権人が前述の行為をなしたことを団体商標権者が知っていながら反対の意思表示をしなかった場合は、団体商標権者に法的責任が生じるため、廃止事由となる。

4.団体標章

4.1 定義

団体標章とは、法人資格を有する公会（組合）、協会又はその他の団体が、その会員の会籍を表彰し且つ非当該団体会員と互いに区別する標識（商 85）である。団体標章は、商業又は交易において商品又は役務に使用されるのではなく、特定団体の会員身分を表彰することにより、公衆に当該団体標章使用者（即ち団体会員）が当該団体と関連性を有することを告知するために用いられるものである。

許可案例：

-

  中華献血運動協会が登録を取得したものであり、中華献血運動協会会員の会籍を表彰する。

-

中華民国銀行商業同業公会全国連合会が登録を取得したものであり、中華民国銀行商業同業公会全国連合会員の会籍を表彰する。

4.2 出願の審査

団体標章登録を出願するには、出願書類を用意し、出願人、標章図形及び表彰する内容を明確に記載し（商 94 準 19I)、且つ団体標章使用規範書を添付しなければならない（商 86I)。表彰内容は、「○○会員の会籍を表彰する」と記載することができ、例えば中華民国弁理士会団体標章登録出願の表彰内容は「中華民国弁理士会会員の会籍を表彰する」ことである。上述した書類のほか、標章識別性及びその他登録できない事項について審査が行われて初めて登録を取得することができる（商 94 準 29、30）。標章定義、出願人、使用規範書、標章識別性及びその他登録できない事項の審査について、以下、個別に説明する。

4.2.1 団体標章定義に該当するか否か

団体標章は、団体会員の会籍を表彰するためのものであり、もし出願人がこれを出願の目的とするのでなければ、状況に応じてその他の種類の商標の出願に変更しなければならない。団体標章出願書類とその他の種類の商標出願書類とは大きく異なるため、出願人は、正しい出願書類を別途添付し、正しい種類の商標出願日要件を有する日を出願日としなければならない。もし補正を通知した後、出願人が期限を過ぎても補正しない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I)。

4.2.2 出願人の資格

出願人は、法人資格を有する公会（組合）、協会又はその他の団体でなければならない。民間団体が単に民間団体法に基づいて主務

官庁の許可により立案されたものである場合、法人資格を有しないため、法に基づいて該当する地方裁判所に対し法人登記をして初めて法人資格を取得することができる。従って、出願人は、法に基づいて該当する地方裁判所に対して法人登記をした法人登記証書を添付しなければならない。農会法、漁会法、合作社法、商業団体法、工業団体法、教育会法によって設立された農会、漁会、合作社、公会、教育会等の団体は、それぞれの当該法規によって設立された際に法人資格を有したため、出願人は、立案証明書等の証明書類だけを添付すればよい。

団体標章が団体によって会員が使用するために提供されるものであるため、出願人は、「人」を集合体とする公会、協会又はその他の団体でなければならない。財団法人は、「財産」を集合体としており、会社は営利性社団法人であるが、会社の株主は、団体標章をもってその株主身分を表彰する必要がなく、自然人は、権利能力を有するが、団体性質を有しない。従って、これら三者はともに適格な団体標章出願人ではない。

出願人の資格に疑義があり、出願人に補正を通知した後、期限を過ぎても補正せず、又は補正が審査された後も、依然として出願人の資格を満たしていない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

不受理の案例：

- 出願人は、「財団法人〇〇〇基金会」であり、「財産」の集合体であり、団体会員が存在せず、その団体会員の身分を表彰することができず、法に基づき受理しないものとする。
- 出願人は、〇〇県衛生局であり、法人資格を有せず、団体会員が存在せず、法に基づき受理しないものとする。
- 出願人は、〇〇国立大学の「研究所」であり、法人資格を有せず、法に基づき受理しないものとする。

4.2.3 使用規範書

使用規範書は、団体標章の使用を管理制御するための主要根拠であり、出願人は、使用規範書（商 86I）を添付し、使用規範書に明記すべき事項を詳細に記載しなければならない。使用規範書が外国語の者は、中国語訳を提出又は規範書に記載した事項の抄訳を提出しなければならない。出願人が添付した使用規範書に対して、原則的にはその記載事項について形式審査を行い、審査され補正が必要であり若しくは疑義があると認められた場合は、出願人に補正又は釈明を通知することができる。出願人が使用規範書を添付せず、若しくは使用規範書に欠落があり、出願人に補正を通知した後、期限を過ぎても補正せず、若しくは補正が審査された後も、依然として規定に該当しない場合は、受理しないものとする（商 17 準 8I）。

団体標章は、商業の用途として使用されるものではなく、消費者の利益にあまり関係がないため、団体標章登録時には、使用規範書を公告する必要がない。

使用規範書には、会員の資格、団体標章の使用条件、団体標章使用を管理及び監督する方法、規範違反の処理規定等の事項を記載しなければならず（商 86Ⅱ）、団体標章使用に関するその他の事項も使用規範書に記載することができる。以下、個別に説明する。

4.2.3.1 会員の資格

使用規範書には、標章の潜在使用者が当該団体への加入条件を理解できるように、会員の資格を記載しなければならない。例えば、入会申請の資格条件として、かつての住所又は営業所、経営業務、技術能力等が挙げられる。審査において、出願人によって添付された組織規程から当該団体会員になる資格条件を知ることができるようにしなければならない。

4.2.3.2 団体標章の使用条件

団体標章使用者は会員資格を有しなければならない。また、その

団体性質、成立趣旨及び団体標章登録出願の目的に応じて、出願人は、団体標章の使用条件を別途追加修正しなければならず、この場合、追加修正された条件を満たす会員のみが団体標章を使用することができる。

出願人が団体標章の使用条件、使用方法、使用時機等に対してその他の要求がある場合は、明記しなければならない。例えば、標章標示の位置、標章図形の大きさ等の使用方法、及び活動を主催した場合に宣伝物、関連書類又は物品に使用される時機が挙げられる。また、団体に加入して会員となること、又は団体標章の出願・使用に費用を要する場合は、本項目において費用に関して記載しなければならない。

4.2.3.3 団体標章の使用を管理及び監督する方法

団体標章を如何にして使用するかということは、団体会員間のコンセンサスであり、会員間の共同規範を形成するものである。使用規範書には、団体標章の使用を管理及び監督する方法を記載しなければならず、例えば、団体標章の使用に関わる使用申請手続き、使用申請に必要な書類、発行許可された管理及び使用の監督等管理監督方法が挙げられる。

4.2.3.4 規範違反の処理規定

会員が使用規範書に基づいて団体標章を使用することを規制する効果を図るために、使用規範書には使用規範違反の処理規定を記載しなければならない。例えば、会員が団体標章の使用に関して使用規範又はその他の法律規定に違反した場合は、状況の軽重に応じて期限までの改正の要求、使用中止、又は除名等の処理方法が挙げられる。

4.2.4 識別性

団体標章は会員の会籍を表彰し且つ非当該団体会員と互いに区別する機能を有するため、識別性の判断は、団体標章とその表彰する内容との関係を基に行わなければならない。識別性の判断、後天的識別性の取得、及び専用権放棄の声明の場合に関しては、その性質に応じて商標法第 29 条における商標識別性に関する規定を準用し、その審査は、「商標識別性審査基準」及び「専用権放棄声明審査基準」を準用する。

団体標章が単に表彰する内容を記述した関連説明、通用標章又は名称､若しくは識別性を有しないその他の標識のみからなる場合は、識別性を有しない登録できない事由に属する（商 94 準 29I）ため、却下すべきである（商 94 準 31I）。

却下案例：

-

  「台湾童子軍（ボーイスカウト）」及び「SCOUTS OF TAIWAN」は、台湾地区のボーイスカウトの意味を有し、中華ボーイスカウト励進会会員の会籍を表彰するが、当該団体会員を非当該団体会員と互いに区別することができず、識別性を有していないため、その登録を却下した。

4.2.5 その他登録できない事項

団体標章の出願においては、商標法第 30 条及び第 65 条第 3 項の登録できない事由（商標 94 準 30、65Ⅲ）が存在してはならず、混同誤認の虞に関する判断及び著名標章の保護については､「混同誤認の虞に関する審査基準」､「商標法第 30 条第 1 項第 11 号著名商標保護審査基準」の規定を準用するものとする。以下、実務においてよ

く見られる登録できない事由について、関連する審査原則を説明する。

4.2.5.1 中華民国政府機関又はその主催した展覧会の標章、若しくはそれによって授与された賞牌・賞状と同一又は類似する

団体標章が中華民国政府機関又はその主催による展覧会の標章、若しくはそれによって授与された賞牌・賞状と同一又は類似した場合は、商標法第 30 条第 1 項第 4 号に規定の登録できない事由があり、却下すべきである。

却下案例：

-

  台中県義勇刑事協会が左上方の団体標章を登録出願したが、それが右上方の内政部警政署標章と類似するため、その出願を却下した。

4.2.5.2 関連消費者に混同誤認を生じさせる虞がある

団体商標が他人により先出願又は先登録された団体標章と同一又は類似し、且つ 2 つの団体性質が同一又は類似し、且つ関連公衆に 2 つの標章の表彰する会員会籍について混同誤認を生じさせる虞がある場合は、商標法第 30 条第 1 項第 10 号における登録できない事由に属するため、却下すべきである。工業、商業及び職業団体は、常に一定の地理区域範囲を会員資格の条件とする。例えば、各県市の工業会、商業界及び職業団体等が挙げられ、もし歴史上同一又は類似の標識を使用した慣習があれば、当該同一

又は類似の図形を標章図形の一部とすることは、図形において出願主体を識別可能なその他の部分があれば、混同誤認を生じる虞がないため、後出願を許可することができる。

混同誤認を生じさせる虞のない案例：

-

上方の左、右の 2 つの標章は、それぞれ台北市会計士会及び台湾省会計士会会員の会籍を表彰するためのものであり、2 つの標章は、類似した天秤、歯車及び麦の穂先の図形を有し、全体構図が極めて類似しているが、中華民国会計士会全国連合会、台湾省、台北市及び高雄市等の 4 つの会計士会団体が創立された後、それぞれが、公正完璧を表彰する会計士業務実行図形を各地域団体の中国語、英語の名称と組み合わせて使用し始めている。標章図形において明らかに識別可能な各当該会計士会の名称があり、公衆に混同誤認を生じさせる虞がないため、後出願の台湾会計士会標章は、登録を取得することができる。

混同誤認を生じさせる虞のある案例：

-

左は、中華民国愛心慈善協会による先登録の団体標章であり、

右は、台湾省普門慈幼慈善会による後出願の団体標章である。後者は、両手に心を捧げる図形を構図の主要部分とし、図形における「愛心」、「普門」の文字について出願人によって専用権放棄の声明が行われ、2 つの図形の類似程度が極めて高く、且つ 2 つの団体がともに慈善性質であり、公衆に後者の表彰する会員会籍及び前者の表彰する会員会籍について混同誤認を生じさせる虞があるため、法に基づき却下すべきである。

団体標章を他の商標と混同誤認する虞に関する判断について、他の商標が先登録又は先出願であり、団体標章が後登録出願である場合、2 つの図形が同一又は類似し、且つ商標の指定する商品又は役務が団体の任務性質と類似する場合は、消費者が当該団体が登録商標権者に係ると誤認する虞があるため、関連消費者に混同誤認を生じさせる虞のあることに属する。例えば玩具同好団体によって登録出願された団体標章が、玩具商品に使用することが指定される登録商標と同一又は類似し、且つ関連消費者に当該玩具同好団体が商標権者によって支持、後援され若しくはその他の類似関係を有するとの混同誤認を生じさせることが挙げられる。また、職業、商業又は工業等の団体会員は、団体任務性質に関する商品又は役務を提供した場合は、名刺、公告又は役務提供に関するその他の物品に団体標章を表示し、自己と団体との関係を表彰する可能性があり、消費者が、当該団体が登録商標権者と関係があり、若しくは団体会員から提供される商品又は役務が登録商標を使用した商品又は役務と同一の出所を有し、若しくは同一ではないが関連する出所を有すると誤認する虞のある場合も、消費者に混同誤認を生じさせる虞のあることに属する。例えば、プラスチック製品公会によって登録出願された団体標章がプラスチック製品商品に使用するように指定される登録商標と同一又は類似することによって、関連消費者が、当該プラスチック製品公会が商標権者と関係があり、若しくは団体会員から提供されるプラスチック製品が先登録の商標が使用された商品と同一の出所を有し、若しくは同一

ではないが関連する出所を有すると誤認する可能性がある場合、混同誤認を生じさせる虞のあることに属する。

混同誤認を生じさせる虞のある案例：

-

左は、先登録の商標であり、中国心算（暗算）学会が、他人によって登録された右の商標と同一の図形をもって団体標章として登録出願したものである。中国心算（暗算）学会の設立趣旨は、暗算教育の推進を含み、会員は、暗算教育に関する業務に従事する業者又は団体であり、商標の先登録者は、学習塾の役務を指定しており、消費者は、当該団体が登録商標権者と関係があり、若しくは団体会員から提供される役務が登録商標の指定する役務と同一の出所を有し、若しくは同一ではないが関連する出所を有すると誤認する可能性があり、消費者に混同誤認を生じさせる虞があるため、当該団体標章の出願を却下した。

また、団体標章が先出願又は先登録であり、商標登録が後出願である場合、団体標章は、会員の会籍を表彰し、商品又は役務に関係しないため、混同誤認の虞とは、商標が指定する商品又は役務に使用された場合、関連消費者に後の商標出願人から提供される商品又は役務が団体によって認可され､若しくは商標出願人が団体と後援、授権又はその他の関係を有するとの誤認を生じさせる虞のあるのことを指す。例えば、商標の出願が先登録の消防器材公会団体標章と同一又は類似し、且つ消防器材関連商品に使用することが指定された場合、消費者は、当該出願商標を標示した商品が当該団体によって認可され、若しくは商標出願人が当該団体と後援、授権又はその

他の関係を有すると誤認する可能性があり、消費者に混同誤認を生じさせる虞のあることに属する（商 30I⑩）。

実務的には、団体は、常にその特定の標識を有し、且つ当該標識と同一又は類似の図形をもって団体会員の会籍を表彰し、団体から提供される商品又は役務を指し示すことを望む可能性がある。これに関して、商標法には禁止の規定がいまだになく、原則的には同一又は類似の図形をもって団体標章及び商標登録を出願することができる。

許可案例：

-

  中華民国弁理士公会は、同時に上の左、右の 2 つの標識をもって団体商標及び団体標章登録を出願し、前者は、定期刊行物、季刊、公報、図書、印刷出版品等の商品への使用を指定し、いずれも登録が許可された。

-

  屏東県枋寮区漁会は、まず上方の図形をもって団体標章登録を取得し、当該漁会会員の会籍を表彰し、その後同一の図形をもってしらす、魚丸（つみれ）、魚田麩、煮干し、魚脯（ちりめんじゃこ）等の商品への使用を指定し、登録も許可された。

4.3 登録後の事項

4.3.1 使用規範書の補正

団体標章登録が許可された後、標章権者は、使用規範書を補正することができ、例えば、標章の使用方法、出願手続き事項等の補正が挙げられるが、標章の表彰内容を変更することはできない。標章権者は、補正後の使用規範書を商標主務官庁に対し検査を受けるために送付しなければならない。

4.3.2 団体標章の使用

団体標章の使用は、団体会員がその団体会員身分を表彰するために、団体標章使用規範書に規定される条件に基づいて、当該団体標章を使用することを指す（商 87）。団体標章が未使用によって廃止されることを回避するために、団体標章は、使用されている事実を有しなければならない。例えば、団体標章が会員徽章、会員カード（証）、会員証書等の物品に使用され、会員が身に付け又は利用し、若しくは会員が使用規範書の使用条件に基づいて名刺を印刷する事実によって、その団体会員身分を表彰し且つ非当該団体会員と互いに区別する。

4.3.3 団体標章の移転、授権及び質権設定

団体標章は、登録がなされた後、他人に使用を移転又は授権してはならないが、もし他人に使用を移転又は授権しても、消費者利益の損害及び公平競争の違反の虞がなければ、商標主務官庁によって許可された後、他人に使用を移転又は授権することができる（商 92）。団体標章の移転又は授権においては、標章譲受人又は被授権人の資格、及び消費者利益の損害及び公平競争の違反の虞があるか否かを考量しなければならない。また、標章図形に元標章権者の名称が含まれ、もし移転によって標章図形が標章権者の名称と不一致となる

と、許可することができず、譲受人は、別の案をもって登録出願するのが望ましい。

移転案例：

-

原標章権者は、台北市票券金融商業同業公会であり、この後当該会が中華民国票券金融商業同業公会と合併し、法に基づき合併され存続した中華民国票券金融商業同業公会が当該標章権利を取得した。中華民国票券金融商業同業公会は、全国的な票券金融商業同業組織であり、当該会が標章権利を取得したことは、消費者利益の損害及び公平競争の違反の虞がないため、許可した。

団体標章は、質権標的物としても使用されてはならない（商 92）。質権の作用は、債権担保にあり、債権者は、債権の返済期限までに返済を受けていない場合、質物を競売にかけ、競売で得られた金額について返済を受けることができるが、団体標章権者には資格の制限があり、且つ団体標章は、団体会員の会籍を表彰し、団体標章権の移転は、商標主務官庁によって許可されて初めて効力が生じるため、団体標章権を質権標的物として使用することは適当ではない。

4.3.4 団体標章の異議、評定及び廃止

団体標章の登録が商標法第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、又は第 65 条第 3 項における登録できない事由に違反した場合は、何人であれ登録公告から 3 ヶ月内に、法によって異議を提出することができる（商 94 準 48）。利害関係者又は審査官は、登録公告の日の後、法によってそれに対して申請又は評定の提起を行うことができる（商 94 準 57）。

団体標章の廃止事由は、商標法第 93 条において団体標章に適用される廃止事由、及び商標の廃止事由を含む（商 94 準 63Ⅰ、Ⅱ）。商標法第 93 条に規定される団体標章の廃止事由は、下記の場合を指す。

1.商標法第 92 条の規定に違反し、移転、授権又は質権設定を行った場合：団体標章権者が商標主務官庁の許可を得ずして標章について移転、授権又は質権設定を行った場合、それらの行為には効力は発生しないが、標章権者の行為には法的責任が生じるため、団体標章廃止事由となる。

2.使用規範書に基づいて使用されていない管理及び監督の場合：団体標章が団体会員によって共同で使用され会員会籍を表彰する利益を維持するために、団体標章権者は、使用規範書に基づいて団体標章の使用を管理及び監督しなければならず、もし標章権者が当該義務を履行していない場合は、法によって標章の登録を廃止することができる。

3.その他の不当な方法の使用によって、他人又は公衆に損害を与える虞のある場合：本号は、概括性質の規定であり、上述の具体的事由のほか、団体標章がその他の不当な使用方法によって、他人又は公衆に損害を与える場合は、当該標章の登録を廃止することができる。

4.団体標章権者が商標主務官庁によって許可された後、団体標章の使用を他人に授権することができるが、団体標章の被授権人が前述の行為をなしたことを団体標章権者が知っていながら反対の意思表示をしなかった場合は、標章権者に法的責任が生じるため、団体標章の廃止事由となる。